



# 株式上場関連サービスのご案内



私たちPwC Japan有限責任監査法人(以下、PwC Japan監査法人)は、信頼されるビジネスアドバイザーとなり、企業の持続的な価値創造に貢献することを目指しています。

私たちは、PwCグローバルネットワークの日本におけるメンバーファームとして、「To build trust in society and solve important problems(社会における信頼を構築し、重要な課題を解決する)」をPurpose(存在意義)として掲げ、一人一人がプロフェッショナルとして絶えず成長し、常に世の中の一歩先を行く気概を持って、社会の重要な課題に取り組み、付加価値の創出に貢献しています。

世界経済の不確実性はますます高まり、コーポレートガバナンス・コードの改訂、法規制の複雑化・グローバル化など企業を取り巻く環境は日々変化し、そのスピードは一段と増しています。こうした中、多くの企業が成長を実現するため、IPOを選択肢として、ビジネスモデルの変革や成長市場への進出などの課題に取り組まれています。私たち財務報告アドバイザリー部 キャピタルマーケット&IPOソリューションズでは、成長のドライバーとしてIPOを志向する企業に対して、PwCのグローバルネットワークを駆使し、監査・アシュアランス、税務、法務、コンサルティングの各法人と協働することにより、卓越したプロフェッショナルサービスを提供しています。また、クライアントニーズに的確に対応するために、監査人がPwC Japan監査法人でない場合であってもアドバイザリーサービスを提供しています。

私たちは、さまざまな企業へ会計監査およびアドバイザリー業務を提供してきた経験を活かし、クライアントニーズに対応した最適なチーム体制により、株式上場に必要なサービスを提供してまいります。当法人の専門家に加え、PwC Japanグループおよびグローバルネットワークの総力を結集することにより、さまざまなご要望とご期待にお応えし、クライアント企業の価値創造に貢献してまいります。

IPO事業戦略室リーダー  
パートナー 加藤 義久

財務報告アドバイザリー部  
キャピタルマーケット&IPOソリューションズリーダー  
パートナー 越田 勝

# 目次

- 1 PwC Japan監査法人のIPO関連サービスの特徴
- 2 一般的な上場プロセスと課題
- 3 サービス概要
- 4 IPOアドバイザリーサービス

(参考資料)

- 東京証券取引所における上場基準(抜粋)
- アジア主要市場における上場基準(抜粋)
- 米国主要市場における上場基準(抜粋)
- アドバイザリー事例

# 1

## PwC Japan監査法人の IPO関連サービスの特徴

- 私たちのミッション
- PwC Japan監査法人の強み
- 専門性の高い会計監査
- テーラーメイドによるIPOアドバイザリーサービス
- Pre-IPOからPost-IPOのアドバイザリーサービス
- One-Stop Shopサービス
- PwC Japanグループについて
- PwC Japan有限責任監査法人について

# 私たちのミッション

私たちは、IPOを目指す企業の成長支援を通じ、日本の資本市場におけるValue Creationにかけがえのない役割を果たし、日本経済の健全な発展に貢献します。

社会における重要課題を解決する  
クライアント

社会における重要課題に関わる  
IPOマーケット関係者  
(取引所、主要証券会社、PE、法律事務所、  
PwCのalumni等)

IPOを活用した  
クライアントやステークホルダーの  
持続的な成長の実現と信頼構築

PwCネットワークが提供するプロフェッショナルサービス

IPOを目指すクライアントのあらゆるニーズに対応する最適なチーム体制  
(監査、アドバイザリー、税務、海外IPO、成長戦略、業務改革、M&A等)

# PwC Japan監査法人の強み

## 専門性の高い会計監査の実施



- 業種別に特化した組織体制、業界特有の諸問題に精通したプロフェッショナルによる専門性の高い会計監査の実施
- 緊密かつ適時なコミュニケーションによる会計上の諸問題に対するタイムリーな判断と早期解決

## テーラーメイド



- クライアントニーズに対応したテーラーメイドのサービスによる上場の早期実現と上場後の企業成長の支援
- 日本企業の海外上場、海外企業の日本上場を含むIPO支援の豊富な経験に基づく上場審査上の課題の把握と早期解決

## One-Stop Shopサービス



- 課題解決のためにPwC Japanグループとして最適なチームをタイムリーに組成することによる、クライアントの経営目標実現の支援
- PwCのグローバルネットワークを活かした長期的な海外戦略の支援

# 専門性の高い会計監査

クライアントのビジネスに深い理解を持つ専門家が、PwCのグローバルネットワークを活用し、リアルタイムに監査を実施します。

ビジネスの深い理解に基づく  
**効果的な監査**

- ✓ 経営戦略を理解した上での監査計画
- ✓ 効果的かつ効率的な監査
- ✓ 助言機能の発揮

サプライズを起こさない  
**リアルタイム監査**

- ✓ チーム内での情報共有
- ✓ CAATの活用
- ✓ 電子調書システム
- ✓ 品質管理と審査体制
- ✓ システム専門家の利用

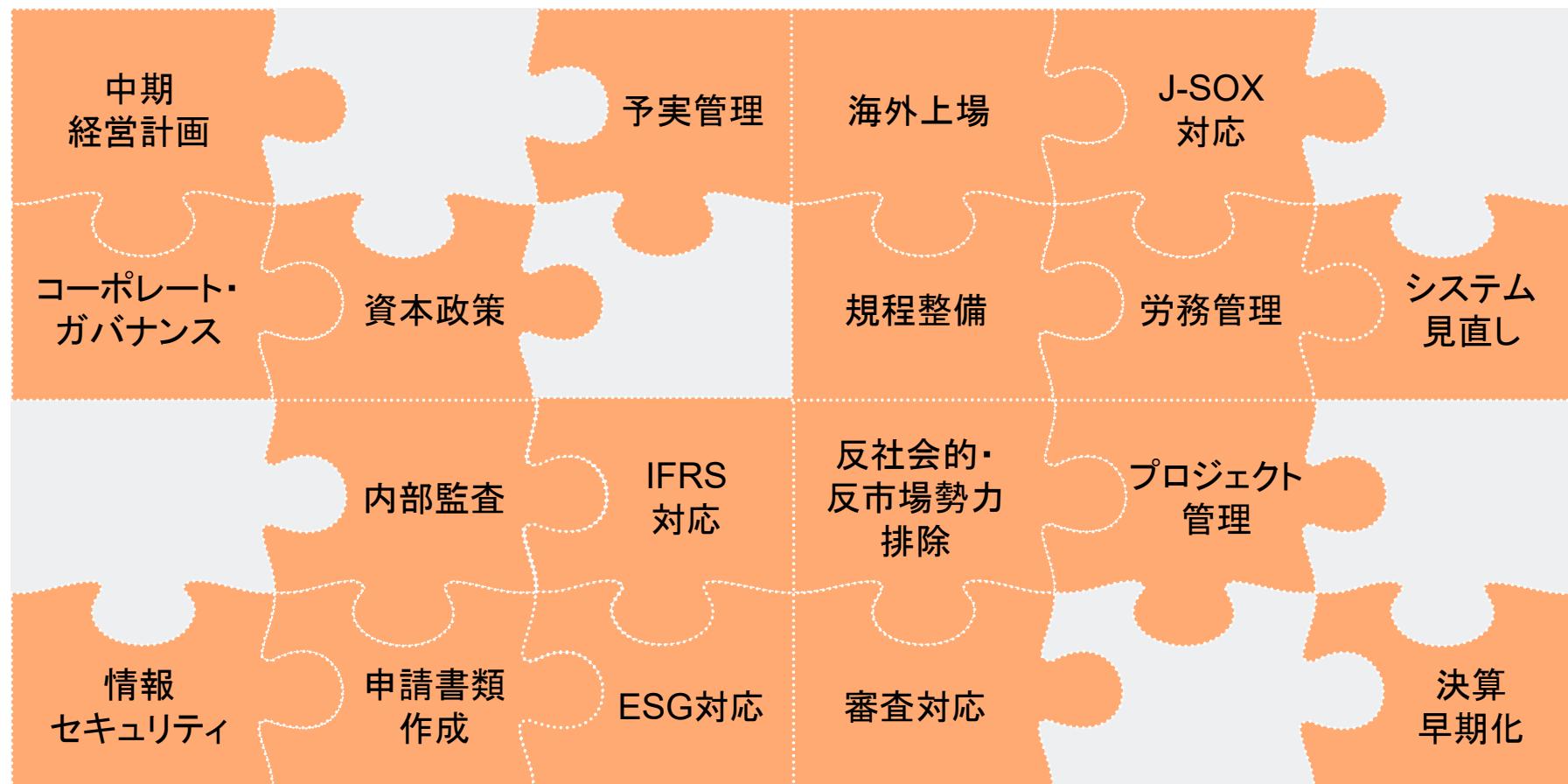
海外PwCネットワークの  
**有効活用**

- ✓ 業種固有の会計処理や開示に関する海外事例の紹介

# テーラーメイドによるIPOアドバイザリーサービス

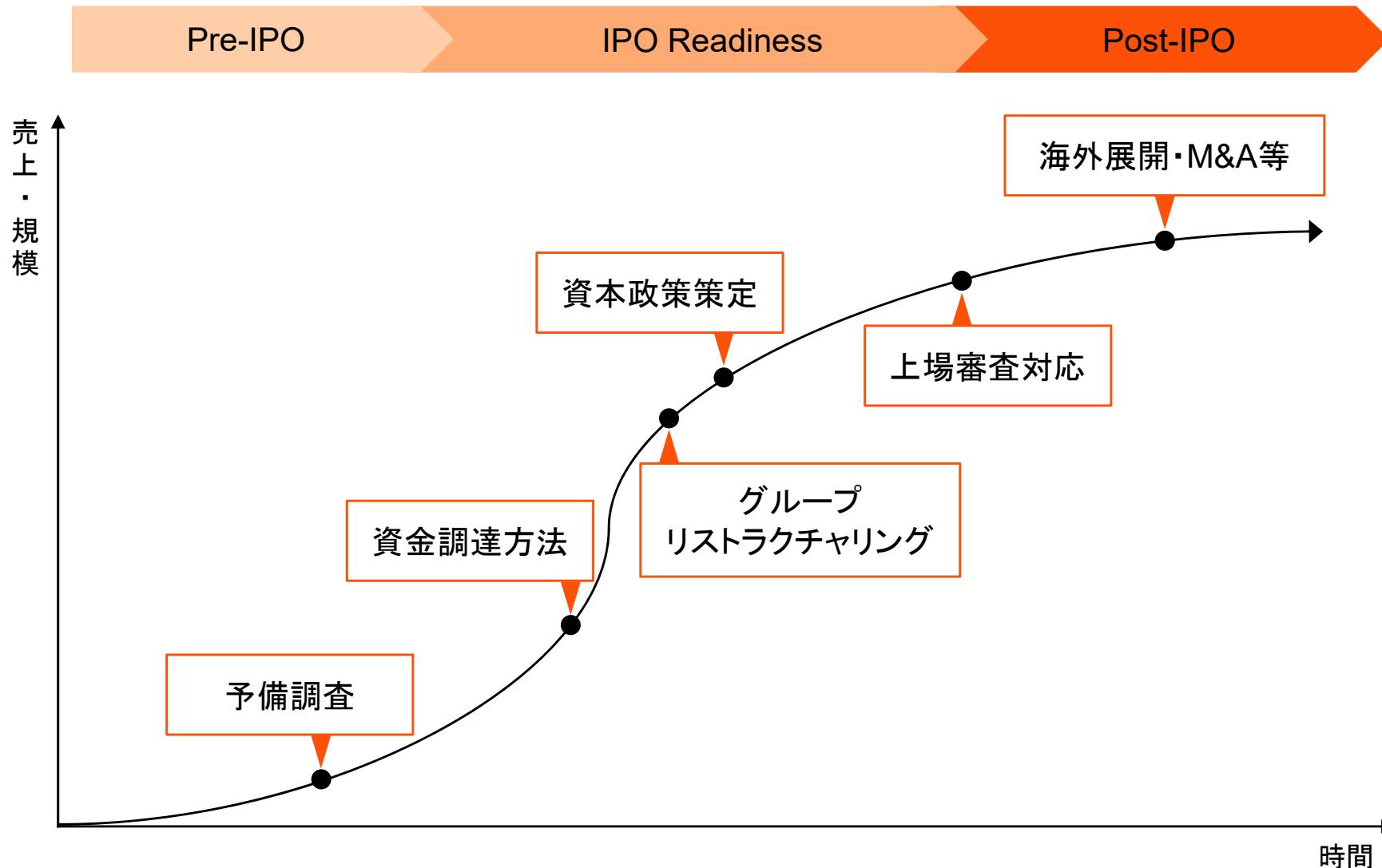
上場準備に必要な課題解決を組み合わせた総合的なIPOアドバイザリーサービスや必要な個別テーマを組み合わせたサービスなど、クライアントニーズに即したさまざまなアドバイザリーサービスをテーラーメイドでご提供します。

組み合わせ自由、総合的なアドバイザリーサービスのご提供も可能です



# Pre-IPOからPost-IPOのアドバイザリーサービス

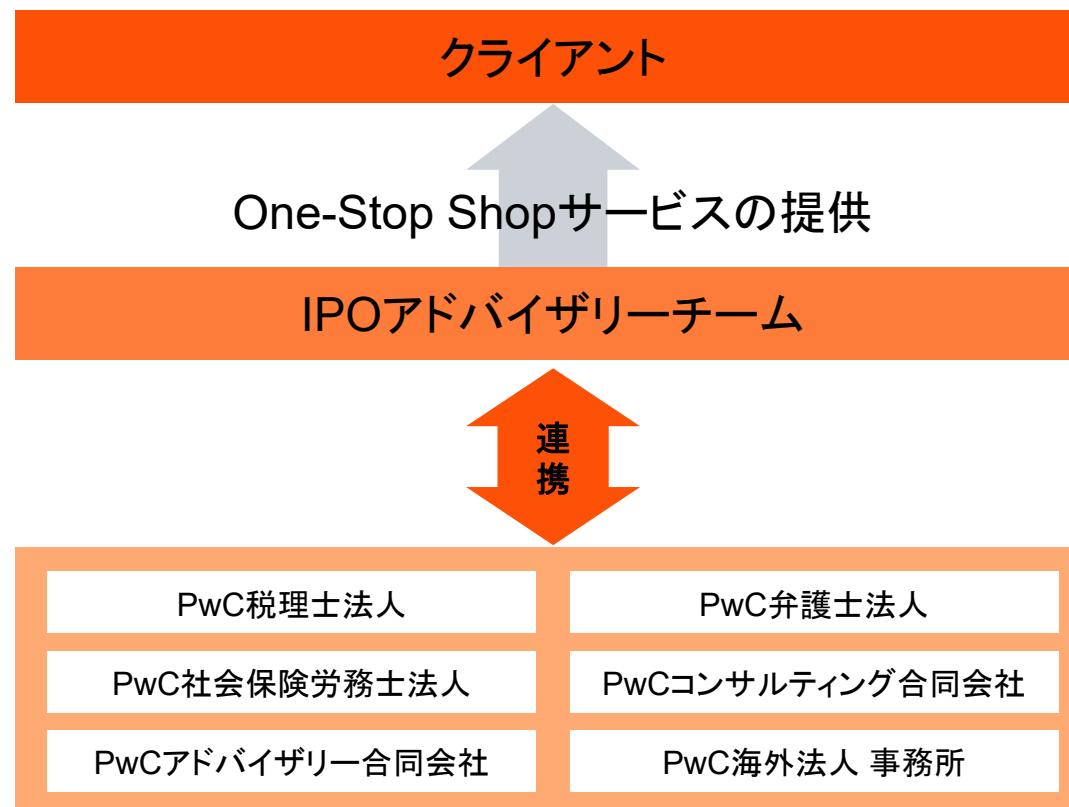
上場後も各フェーズに応じてさまざまなアドバイザリーサービスを提供しています。



## 1. PwC Japan監査法人のIPO関連サービスの特徴

# One-Stop Shopサービス

IPOアドバイザリーチームが中心となって監査チームやPwCのネットワークと緊密に連携することにより、クライアントにとってOne-Stop Shopのサービス※をご提供します。



※監査人が提供可能な助言・指導業務

監査人の独立性の観点から、クライアントが内部統制の構築や運用・監視および経営者によるその評価を実施した上で、監査人は、クライアントの責任において実施する作業に対して助言・指導を行います。独立性を害する恐れのある記帳業務、税務代理人となること、経営者の意思決定に関与すること等の業務は提供できません。

# PwC Japanグループについて

## PwCの日本におけるネットワーク

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社の総称です。各法人は独立した別法人として事業を行っています。

複雑化・多様化する企業の経営課題に対し、PwC Japanグループでは、監査およびブローダーアシュアランスサービス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、そして法務における卓越した専門性を結集し、それらを有機的に協働させる体制を整えています。また、公認会計士、税理士、弁護士、その他専門スタッフ約13,500人を擁するプロフェッショナル・サービス・ネットワークとして、クライアントニーズにより的確に対応したサービスの提供に努めています。

## PwC Japanグループ

PwC Japan有限責任監査法人

PwCコンサルティング合同会社

PwCアドバイザリー合同会社

PwC税理士法人

PwC弁護士法人

PwC Japan合同会社

PwCビジネストランザクション合同会社

PwCビジネスアシュアランス合同会社

PwCサステナビリティ合同会社

PwCリスクアドバイザリー合同会社

PwC総合研究所合同会社

PwCビジネスソリューション合同会社

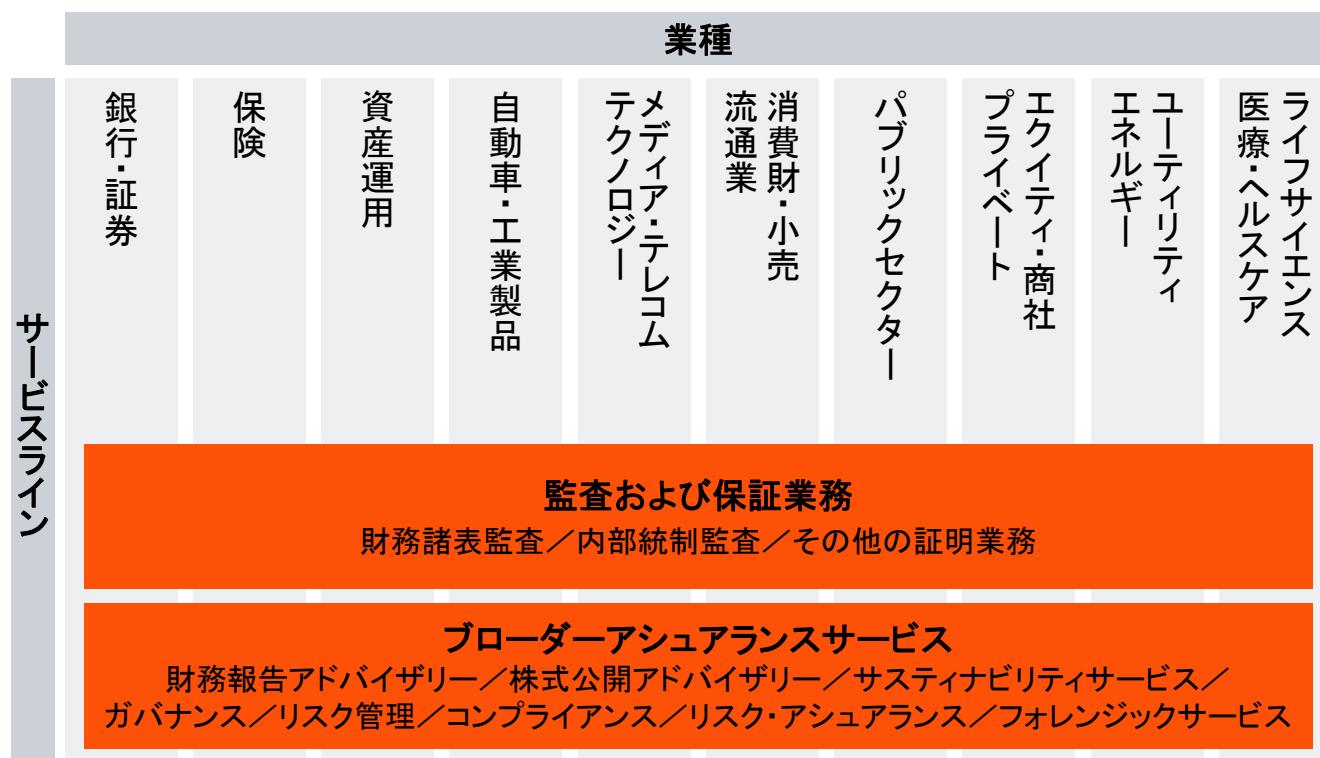
PwC社会保険労務士法人

PwCアウトソーシングサービス合同会社

# PwC Japan有限責任監査法人について

PwC Japan有限責任監査法人は、日本で「監査および保証業務」、非監査業務である「ブローダーアシュアランスサービス」を提供する、PwCグローバルネットワークのメンバーファームです。世界で長年にわたる監査実績を持つPwCネットワークの監査手法と最新技術により世界水準の高品質な監査業務を提供するとともに、その知見を活用した会計、内部統制、ガバナンス、サイバーセキュリティ、規制対応、デジタル化対応、株式公開など幅広い分野に関する助言を通じて社会の重要な課題解決を支援しています。PwCビジネスアシュアランス合同会社、PwCサステナビリティ合同会社、PwCリスクアドバイザリー合同会社、PwC総合研究所合同会社とともに、信頼されるプロフェッショナルとして、日本の未来にあらたな信頼をもたらすことを、Assurance Vision 2030として掲げています。

- ・設立:2006年6月1日
- ・代表者:代表執行役 久保田 正崇
- ・人員:3,660名(2025年6月30日現在)
- ・所在地:東京、名古屋、京都、大阪、福岡
- ・[www.pwc.com/jp/assurance](http://www.pwc.com/jp/assurance)



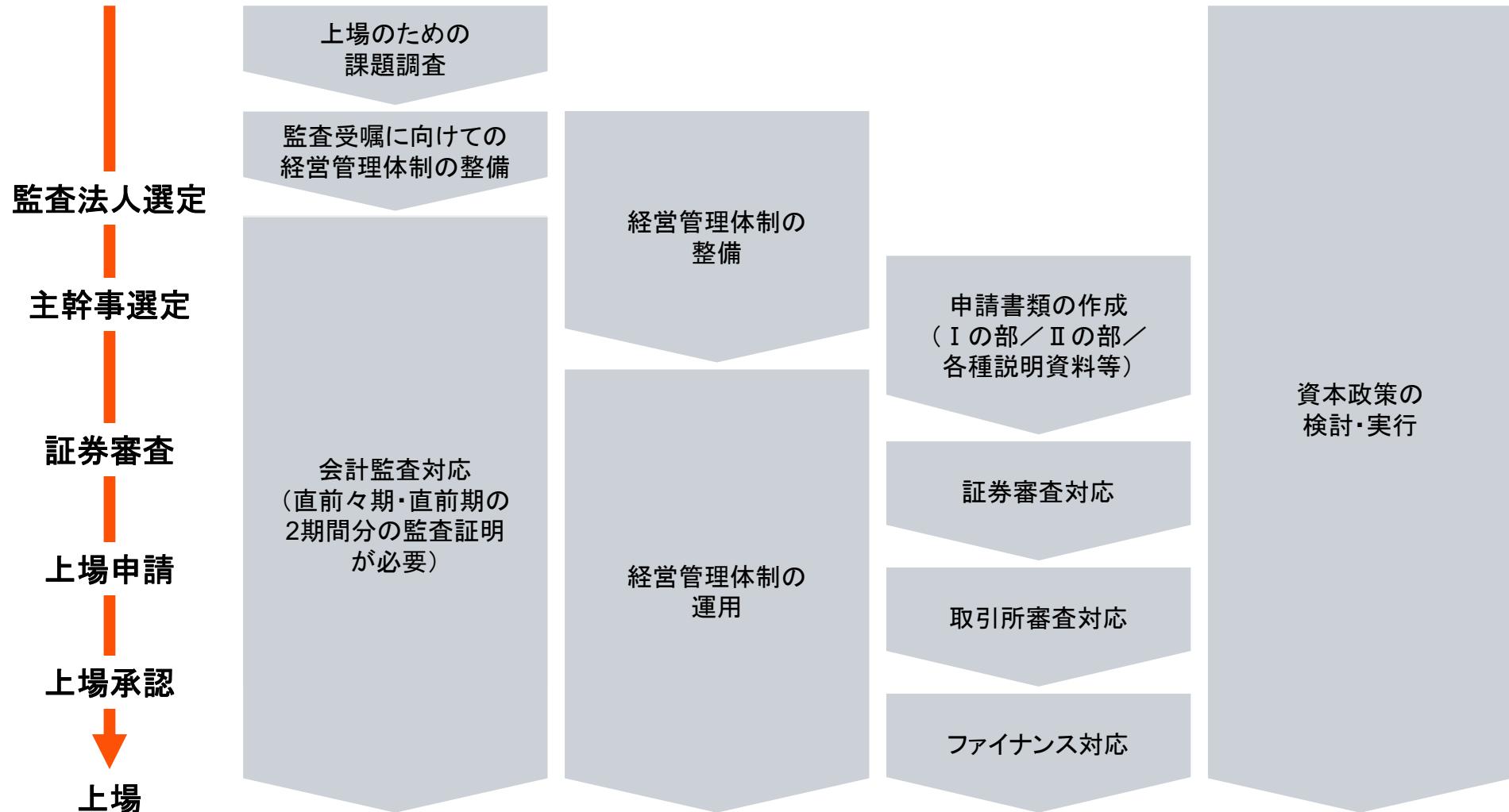
# 2

## 一般的な上場プロセスと課題

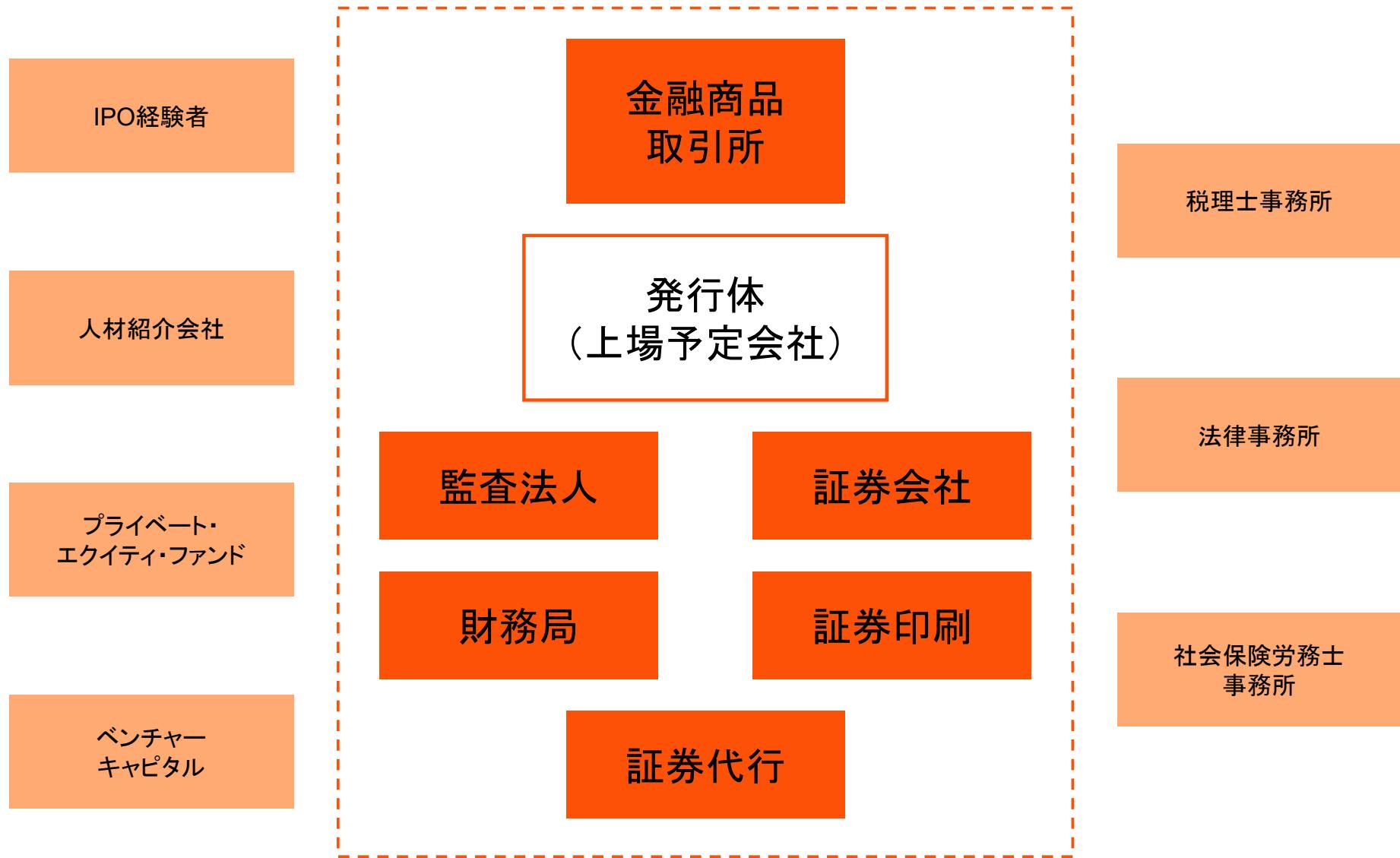
- ・ 株式上場のプロセス
- ・ 株式上場までの主な関係者
- ・ 株式上場のための一般的な課題

# 株式上場のプロセス

株式上場におけるプロセスは以下のとおりです。上場準備を進める上で、上場のための課題調査を実施することが肝要です。



# 株式上場までの主な関係者 (1/3)



# 株式上場までの主な関係者（2/3）

発行体(上場予定会社)	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式上場予定会社であり、金融商品取引所・証券会社・監査法人・証券代行・財務局等の関係者の対応を行います。</li> <li>上場後は法定開示、適時開示、IRを通じて投資家との対話を深め、企業価値を高めて投資家に(配当等により)還元していくことが求められます。</li> </ul>
金融商品取引所	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引所は利益追求を目的とする株式会社という性格と、市場経済の秩序と調和を保つための調整機能を果たすという公共的な役割の二面性を持っています。</li> <li>株式上場予定会社の上場適格性を審査し、投資家に魅力のある投資商品をマーケットに供給する立場にあります。</li> <li>上場審査前の段階において、上場審査上懸念される事項に関して、その解決方法の妥当性含めた事前相談対応も行っています。</li> </ul>
証券会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>証券会社は、株式上場にともなうファイナンスの株式を引き受け、投資家に販売する役割を持っています。</li> <li>主幹事証券会社は、株式の引き受けを取り纏めるだけでなく、株式会社が株式上場を果たせるよう、上場までの作業手順や取引所に提出する申請書類作成、社内組織体制の整備、決算等に関する指導・助言を行います。</li> <li>上場申請の際に金融商品取引所へ提出する主幹事証券会社の推薦書を作成するため、社内体制を調査し、また、取引先へのヒアリングを行うなどして上場を推薦すべき企業といえるか否かについての審査を行います。</li> </ul>
監査法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社が株式上場をするには、2期間の財務諸表に対して監査法人による監査を受けることが必要です。</li> <li>株式上場を目指す会社と事前に監査契約を締結し監査を行い適正意見を提出する役割を有しています。</li> <li>上場準備にあたり、上場会社として求められる体制整備のための助言も行っています。</li> </ul>
証券印刷	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引法その他の法令、規則に定められた開示ルールに従って会社の開示書類が作成されているかについて校正すること、および開示ルールに従って会社の開示書類がスムーズに作成されるように作成要領、作成の手引き、開示例、雛形を配布しています。</li> <li>株式上場後に提出する法定開示書類、適時開示書類についてのアドバイス等も行っています。</li> </ul>
財務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式上場にともなうファイナンスを実施する際に、金融庁に有価証券届出書を届け出る必要がありますが、開示される有価証券届出書の内容が正確か、事実のみが記載されておりPR表現となっていないか、投資家に誤解を生じさせる内容になっていないか等の審査を行います。</li> <li>上場後に毎期提出することになる有価証券報告書の継続的な開示内容チェックに加えて、上場後にファイナンスを実施する際も開示内容の審査を行います。</li> </ul>
証券代行	<ul style="list-style-type: none"> <li>株主名簿管理人として株主名簿の作成や配当処理等の株式に関する事務を円滑に行います。</li> <li>株式事務に加えて、株主総会の想定Q&amp;Aや総会の運営方法に関するアドバイスも行っています。</li> </ul>

# 株式上場までの主な関係者（3/3）

プライベート・エクイティ・ファンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の機関投資家や個人投資家から集めた資金により事業会社等の株式を取得し、同時にその企業の経営に深く関与して企業価値を高めた後に売却もしくはIPOさせることで高いIRR（内部収益率）を獲得することを目的とした投資ファンドです。</li> </ul>
ベンチャーキャピタル	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場準備会社への投資を通じて資金提供を行います。</li> <li>出資割合によってはハンズオン機能として、会社経営への参画等を行うこともあります。</li> <li>Exitによる売却益が収益源であるため、上場時のファイナンス、もしくは上場間もないタイミングで売却するケースが多数を占めます。</li> </ul>
税理士事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>未上場の段階では企業規模が小さく管理部門も充実していないため、税務申告書の作成や決算書作成を顧問の税理士事務所に委託しているケースが多数を占めます。</li> <li>業務推進に関連する税務面での助言指導等も行っています。</li> </ul>
法律事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務推進に関連する法律面での助言指導等を行います。</li> <li>上場準備過程もしくは審査過程において発生した法的問題点に対して、その法的手当の内容とあわせて、書面による意見書の提出を行うこともあります。</li> </ul>
社会保険労務士事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務推進に関連する労務面での助言指導を行います。</li> <li>昨今では労務管理が社会的にも上場審査的にも慎重に確認されるため、労務管理面において徹底した指導協力を求めることができます。</li> </ul>
人材紹介会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場するためには管理体制を充実させる必要がありますが、優秀かつ経験豊富な人材を採用するにあたり、人材紹介会社を活用するケースが多く見られます。</li> </ul>

# 株式上場のための一般的な課題（1/2）

項目	検討事項
監査受嘱に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社には決算体制や内部管理体制の整備など、一定水準の内部統制の存在が必要になるため、直前々期の期首までにこれらをある程度整備しておくことが必要です。</li> <li>監査受嘱にあたっては、CFO・経理／財務等の人材の確保、企業規模に応じた管理体制、ビジネスモデルや会社実態に応じた会計処理、非財務情報を含めたディスクロージャー体制等について、ある程度整備の目処をつけておくことが必要になります。</li> </ul>
経営戦略に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営理念、行動規範、経営目標等の位置づけや定義は企業ごとに異なりますが、企業全体を導く指標であることから、その内容は一貫していることが重要です。</li> <li>経営戦略は企業の成長を図る上で重要な事項であるため、審査では詳細に説明できる必要があり、また、投資家に対しては企業価値という観点から明確に説明できるように準備しておくことが重要です。</li> </ul>
資本政策に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>資本政策は、一般的に株式移動、第三者割当増資、株式分割、新株予約権発行および組織再編等の手法により、資金調達、財務構造の見直し、インセンティブプラン、創業者利潤(既存株主による投下資本の回収)等といった目的を実現させるために策定されます。</li> <li>発行済株式数、株主数、株主構成、純資産額、1株当たりの当期純利益といった指標等を変動させることにより、取引所が定める上場審査基準形式要件の充足、安定株主対策、上場までの株価推移等もあわせて検討することが重要です。</li> </ul>
関係会社、特別利害関係者等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係会社・特別利害関係者等と取引がある場合、取引条件および取引金額の合理性、取締役会での承認等の社内的な意思決定プロセスの妥当性について明確に説明できるように準備しておくことが必要です。</li> <li>審査において子会社等は存在意義が求められるため、グループ戦略とあわせて説明が必要です。</li> </ul>
コンプライアンス態勢に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンプライアンス経営は、単に文字どおりの法令遵守のみを意味するだけではなく、リスクを回避するために守るべき社内管理規程等の整備を図り、高い企業倫理に基づいた判断を行うための行動規準を整備し、それらを遵守することを意味します。</li> <li>反社会的勢力と関係がないことが厳しく審査されます。反社会的勢力の排除について社内規程で明確に定めるとともに、全社にコンプライアンス態勢を浸透させることが必要です。</li> <li>労務管理に関する審査が厳しくなる傾向があり、いわゆる“名ばかり管理職”や“サービス残業”等が問題視されます。労働基準法をはじめ、労働安全衛生法等の遵守について特に留意しておくことが必要です。</li> </ul>

# 株式上場のための一般的な課題 (2/2)

項目	検討事項
コーポレート・ガバナンスに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場企業として企業経営の健全性を確保するために、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような体制を整備しなければなりません。絶えず経営陣を動機付け、監視し、評価する仕組みをどのように設けるかが課題となります。</li> <li>取締役会・監査役会などの機関設計とその実効性について厳格な審査が行われます。</li> </ul>
内部監査に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部監査部門が設置されていない場合、有効な内部監査機能の整備について検討することが必要です。</li> <li>内部監査は経営者に代わって従業員の業務遂行状況を監査しますが、上場審査では、必須の機能として、その整備状況および運用状況が重視されます。</li> </ul>
IT整備状況に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場後ただちにJ-SOX対応が必要となります。ITに関してJ-SOXで求められるレベルは高く、さらに、一般的にITに関する体制整備には比較的長い期間を要します。このため、ITに関する課題については、事前によく検討することが必要です。</li> </ul>
利益管理に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場審査では、原則、3年程度の期間に対して策定される中期経営計画・利益計画について調査されますが、利益計画の策定にあたっては、毎年度最新の環境変化等の情報を織り込んで計画を更新するローリング方式を採用することが求められています。</li> <li>利益計画は策定するだけでなく、毎期、予実管理を行うことが必要です。また利益計画を作成するにあたっては、経常利益予算までではなく、当期純利益予算まで作成するとともに、貸借対照表予算およびキャッシュフロー予算を作成することが求められることに留意が必要です。</li> </ul>
業務処理に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>諸規程を単に作成するだけでなく、一定期間の運用実績が必要です。</li> <li>必要な規程が整備されていない場合、作成するとともに、既に作成済みのものについても、実態と乖離していないか、内部監査等を通じて早い段階で検討することが必要です。</li> </ul>
適正な財務報告に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式上場後は、投資家に対する法定開示および適時開示が要請されます。開示書類を作成するための会計方針を網羅的に明文化し、上場準備の過程で会計マニュアル等を整備することが必要です。</li> <li>決算業務については、内部牽制機能を有する業務処理プロセスを網羅的に構築するとともに、スケジュールおよび作成責任者を明確にし、文書化することも重要です。</li> </ul>

# 3

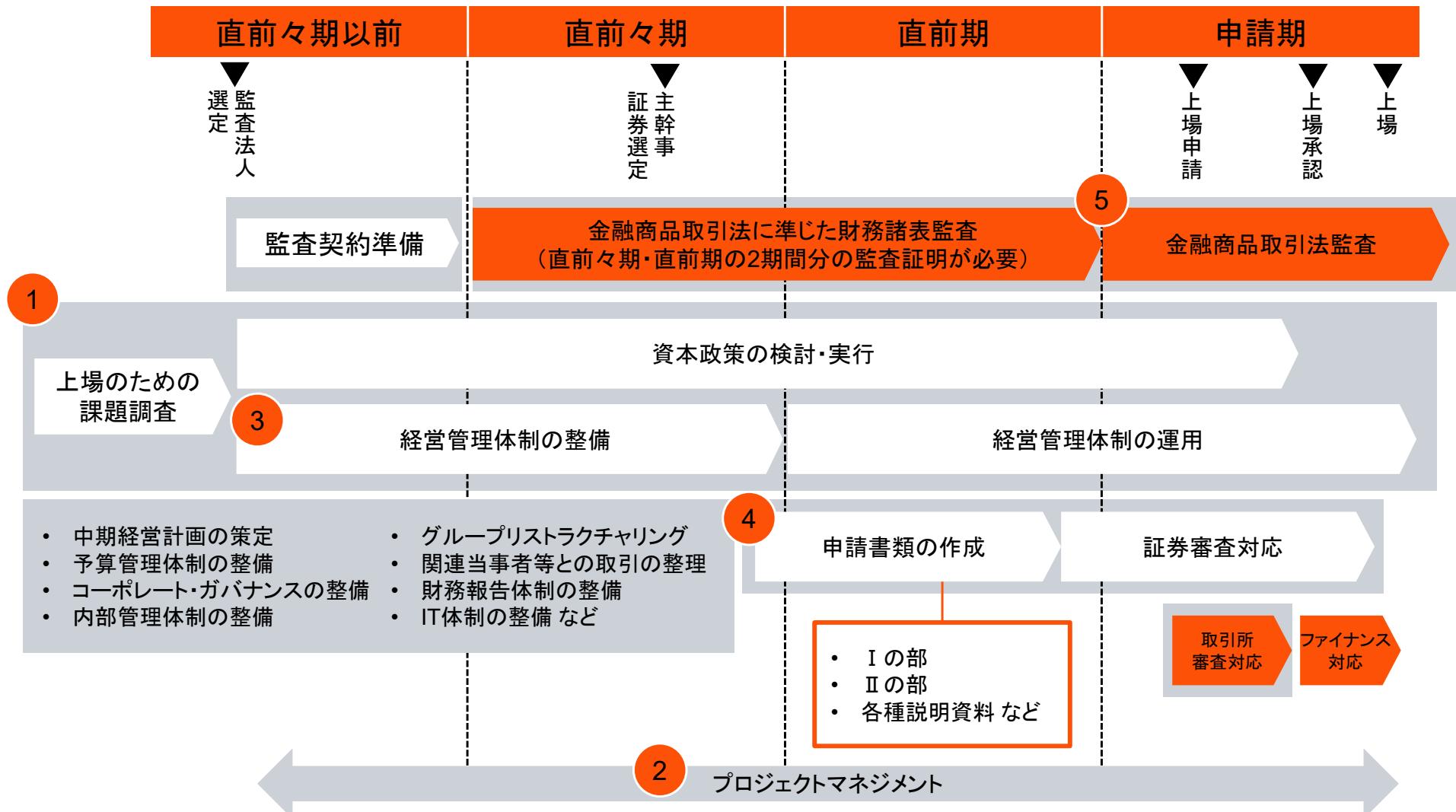
## サービス概要

- ・ 株式上場のための課題改善スケジュール
- ・ サービス概要

### 3. サービス概要

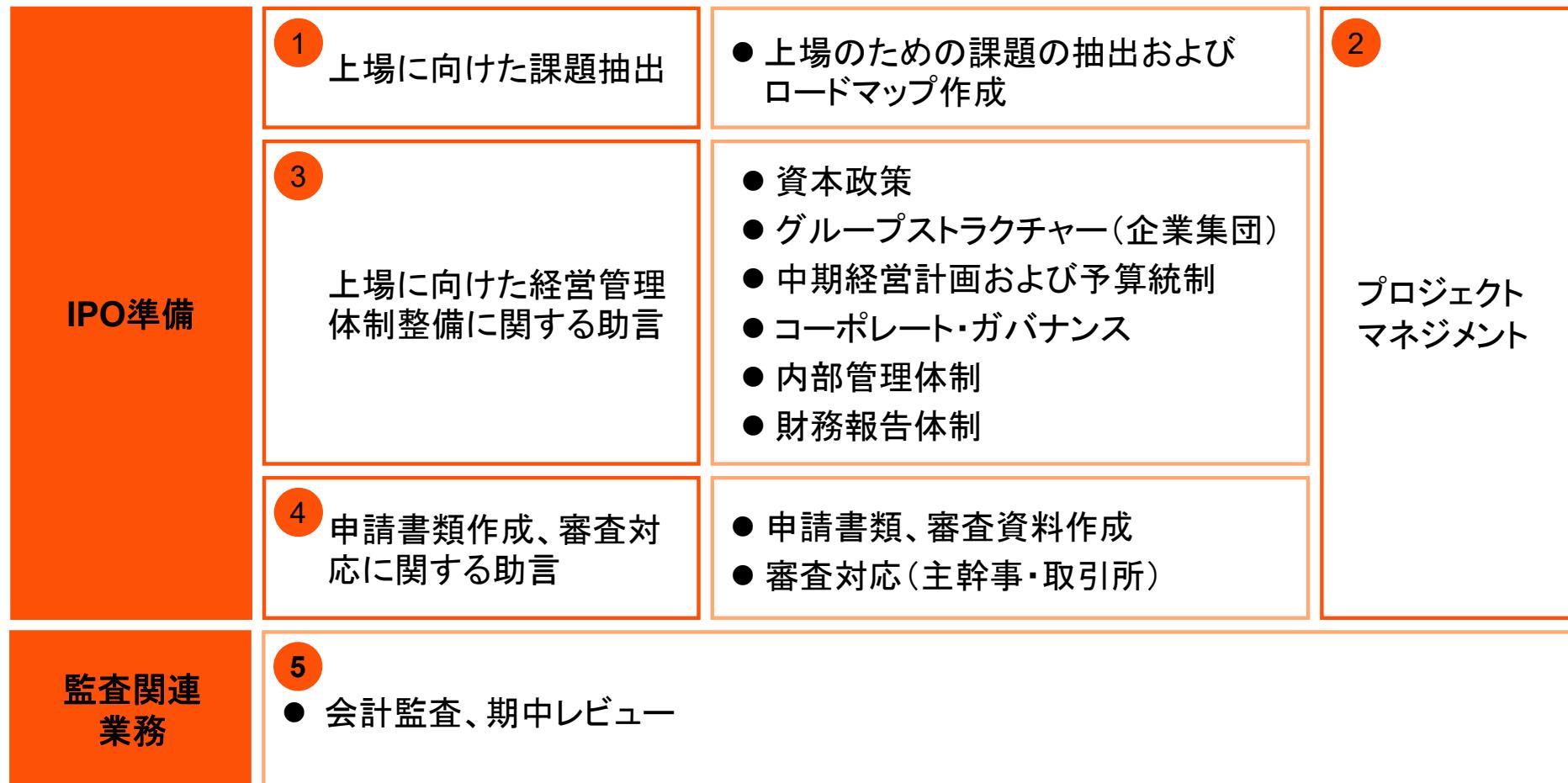
# 株式上場のための課題改善スケジュール

上場のための課題調査によって識別された課題は、原則として、直前々期末までに改善が完了していることが必要です。



# サービス概要

株式上場(IPO)準備は、上場企業に相応しい経営組織を確立するため、全社を巻き込むプロジェクトとなります。その課題は、会計、税務、業務フロー、システムなど広範であり、かつ、同時並行的に対応することが必要です。



# 4

## IPOアドバイザリーサービス

- ・上場に向けた課題抽出
- ・監査法人の選定
- ・プロジェクトマネジメント
- ・上場に向けた経営管理体制整備に関する助言
- ・申請書類作成、審査対応に関する助言

# 上場に向けた課題抽出

上場に向けた課題となると考えられる事項および改善の方向性について取りまとめ報告します。また、具体的なアクションプラン例をディスカッション資料として作成します。

実施時期：IPOプロジェクト初期段階

実施目的：上場のための課題の抽出および  
アクションプラン例示

検討対象：(1)上場に向けた経営管理体制の  
整備状況

(2)会計基準の適用状況

実施方法：(1)書面による事前の質問  
(2)クライアント本社でのヒアリングお  
よびディスカッション  
(3)書面での取りまとめおよび検討・  
報告会の実施

## 検討項目例

1. 経営戦略・資本政策に関する事項
2. 関連当事者等との取引に関する事項
3. ガバナンス体制に関する事項
4. 経営管理体制に関する事項
5. 利益・予算管理体制に関する事項
6. コンプライアンス態勢に関する事項
7. IT整備状況に関する事項
8. 業務処理統制に関する事項
9. 適正な財務報告に関する事項
10. 会計処理に関する事項

## 監査契約締結前の内部管理体制整備

上場申請会社は、直前2期間、会計監査人の監査を受けなければなりませんが、監査人を選定し、監査契約締結を円滑に行うためには、監査契約が可能な水準まで内部管理体制を整備しておく必要があります。上場会社並みの内部管理体制まではもちろん必要ありませんが、最低限、次の水準には達していることが重要です。

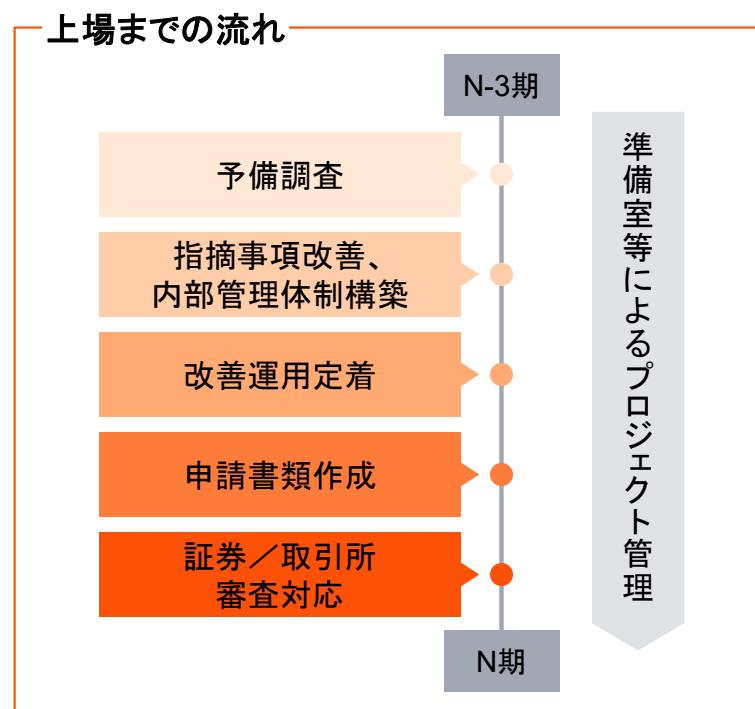
- 経営者がアカウンタビリティを正しく理解し、会社財産と個人財産の公私混同がないこと
- コンプライアンス（法令遵守）を軽視する組織風土でないこと
- 収益基盤やビジネスモデルが確立していること
- 会計処理全てを顧問税理士に委託しているような状態ではなく、経理部長等の上長が担当者の経理処理の承認を行うなど内部牽制が機能する体制となっていること
- 監査対応可能な管理部門を有していること
- 監査に必要となる証憑類が適切に保管されていること

会社によっては、こうした体制整備に時間要する場合もあり、早い段階で監査法人・アドバイザーに相談することが有用です。

- 監査法人選定に係る助言を行います。
- 監査契約締結に必要な体制整備に関する助言を行います。

# プロジェクトマネジメント

一般的に、上場準備は社内のみならず、社外関係者も巻き込みながら進んでいきます。各関係者との調整や上場に向けた体制整備の進捗管理など上場準備室が担う機能は多種多様で広範囲にわたり、プロジェクト管理の巧拙が目標となる上場時期にも影響を与えかねません。



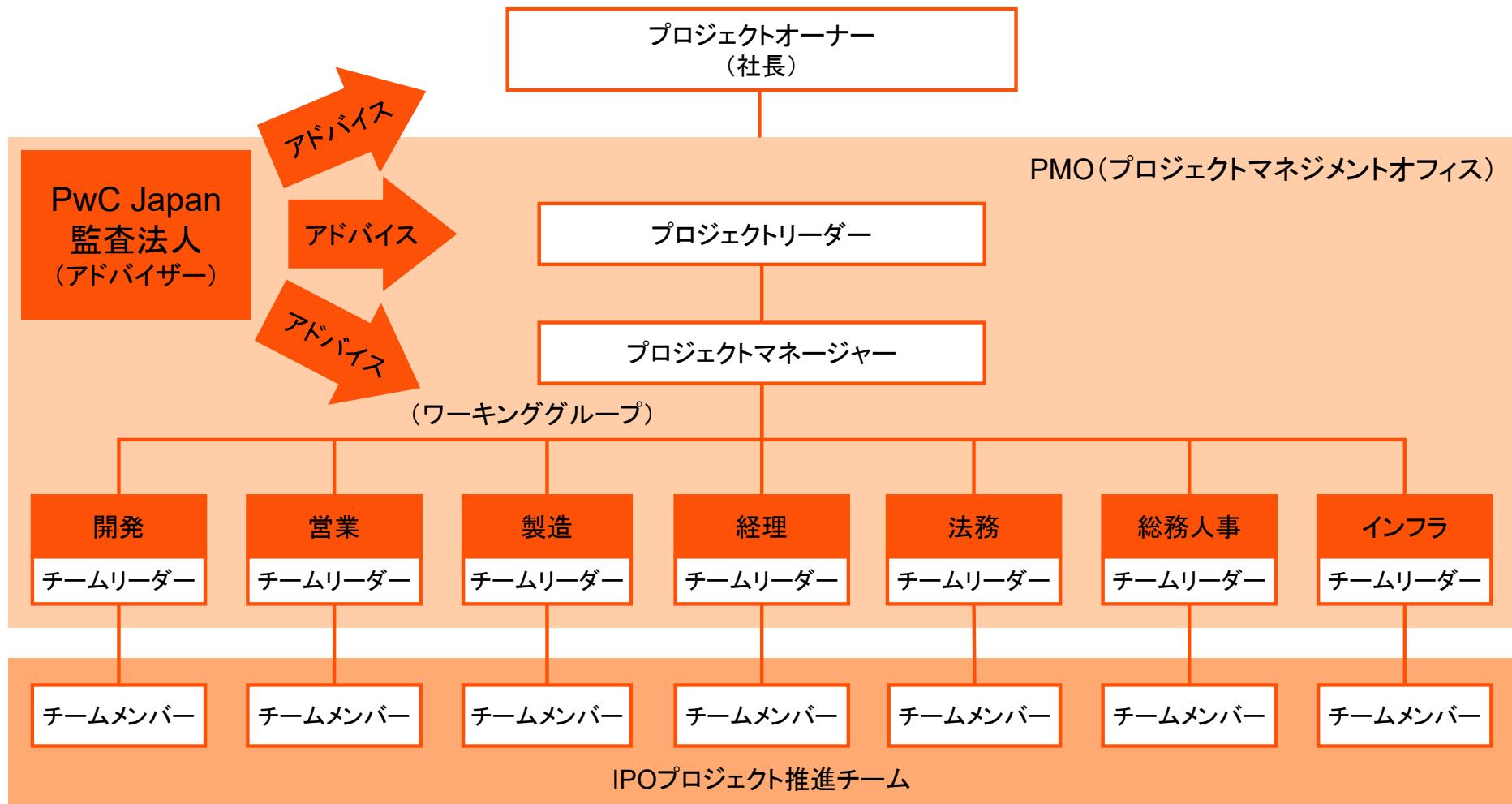
## 【留意事項】

- 各部門における進捗状況の取りまとめ、定例進捗会議等による進捗管理
- 社内関係者や証券会社、監査人、コンサルタント等社外関係者との調整
- 上場に向けた課題改善に必要なリソースや予算の確保 など

- 上場準備室のプロジェクトマネジメントを効果的・効率的に行うための関係者との調整や進捗管理等に係る助言を行います。
- プロジェクト常駐／半常駐、定例進捗会議への参画のみ等ご要望に応じたテラーメイド型のサービスを提供します。

# プロジェクト体制の例

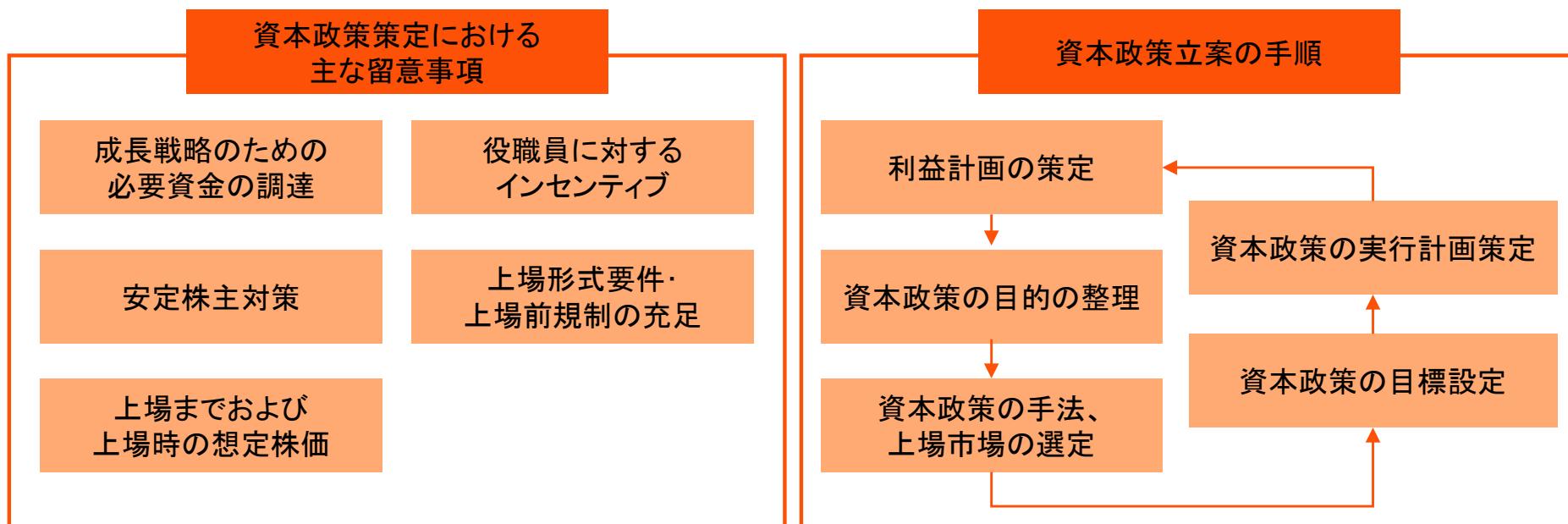
プロジェクトオーナー／リーダー／マネージャー、各ワーキンググループチームリーダーなどPMOとして個々に求められる役割・機能について、PMOに対して多層的にアドバイスを行います。



# 資本政策

資本政策は、一般的に株式移動、第三者割当増資、株式分割、新株予約権発行および組織再編等の手法により、資金調達、財務構造の見直し、インセンティブプラン、創業者利潤(既存株主による投下資本の回収)等といった目的を実現させるために策定されます。

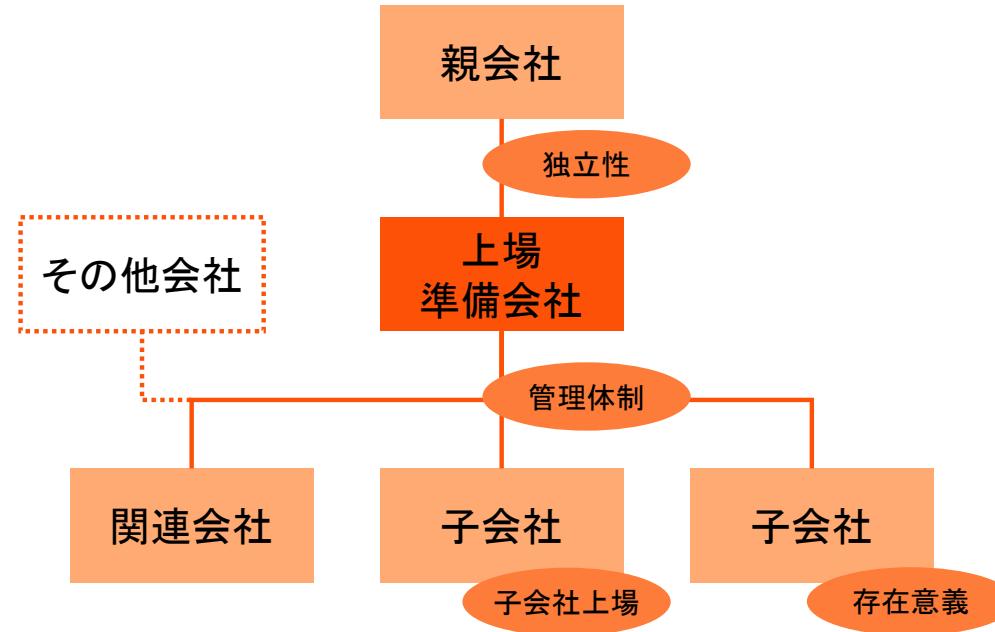
株式上場を前提とする場合は、発行済株式数、株主数、株主構成、純資産額、1株当たりの当期純利益といった指標等を変動させることにより、取引所が定める上場審査基準形式要件の充足、安定株主対策、上場までの株価推移等もあわせて検討することが重要です。



- 安定株主対策、株主構成、必要資金調達、エクイティ・ストーリーの強化等を意識した資本政策の立案に係る助言を行います。
- 必要資金の見積もりや公募・売出の株式数の検討について助言を行います。また、証券会社・社内・株主等関係者との意見調整についても事例等を踏まえた助言を行います。

# グループストラクチャー（企業集団）

上場審査では、子会社等の存在意義や親会社等からの独立性について明確な説明が求められます。



## 【留意事項】

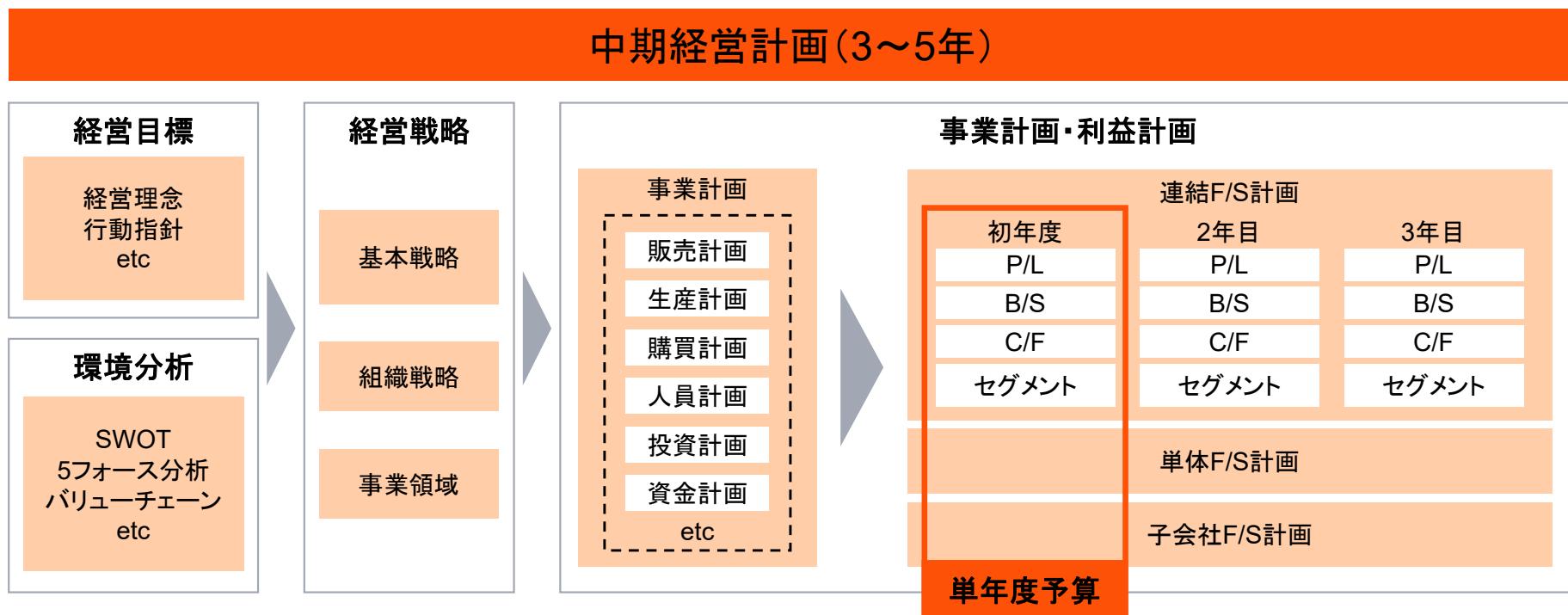
- 人的関係会社も含まれる
- 存在意義は何か
- 業務不振の関係会社

- 子会社等の必要性、関係会社との役割分担、親会社等からの独立性等に関する合理的な説明資料の作成に係る助言を行います。上場時資本政策の立案に係る助言を行います。関係会社を整理する場合、その整理方法、プロセス等に関する合理的な説明資料の作成に係る助言を行います。
- 関係会社の管理体制の整備、情報の吸い上げ方法の策定に係る助言を行います。
- 子会社上場における上場審査上の論点である、親会社等からの独立性に関して、課題点の整理と具体的な解消方法に係る助言を行います。

# 中期経営計画および予算統制

中期経営計画は、トップダウンによる目標設定とボトムアップによる積み上げにより策定します。計画1年目は単年度予算とし、連結／個別、セグメント、月次計画、月次予算実績管理、着地見込みから構成されます。

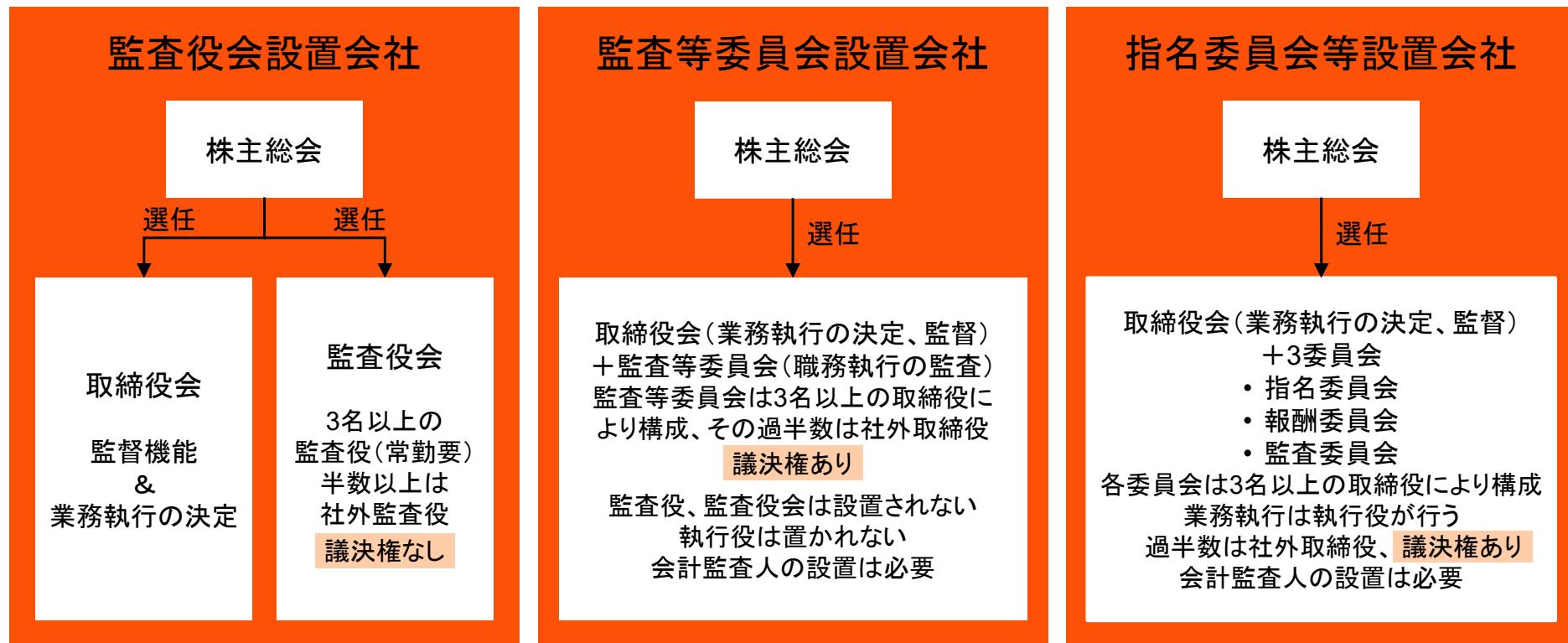
また、計画は毎年見直しを行うローリング方式により策定します。



- 中期経営計画の策定スケジュール、策定フローの整備等に加え、計画数値(売上、利益、人員、費用、設備等)の合理的な立案方法に係る助言を行います。計画の承認、決裁に必要な補足資料、根拠資料の作成に係る助言もあわせて行います。
- 適切な予算管理の実施に向けた体制整備、予算実績管理表の作成方法、予算実績差異分析の方法、業績見通し・予算修正のルール化等に係る助言を行います。

# コーポレート・ガバナンス(1/2)

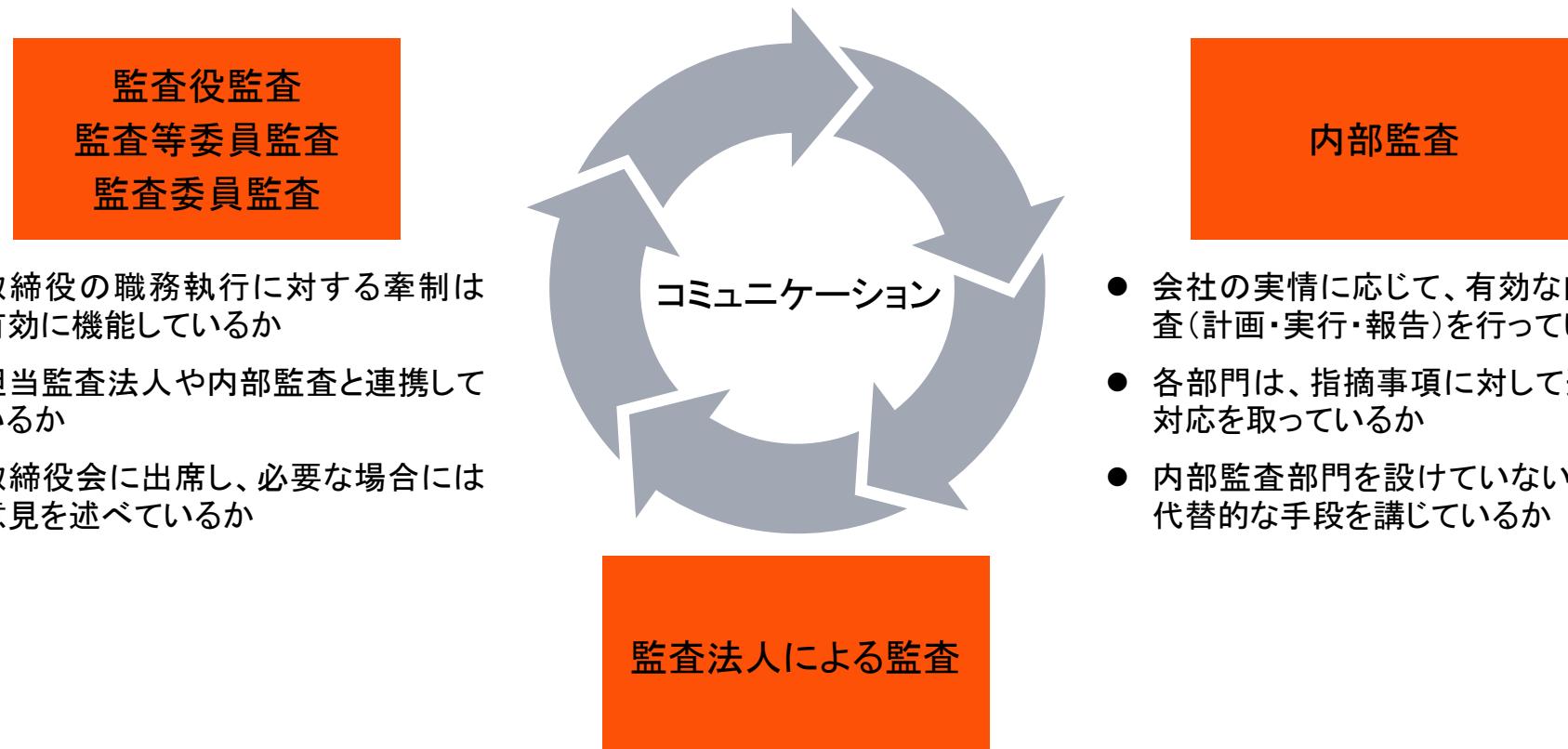
上場会社のガバナンス体制として、監査役会設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社のいずれかによることが求められますが、会社の実情に応じて、独立役員の人選を含め適切にガバナンスが機能することが重要です。また、コーポレートガバナンス・コードへの対応にも留意しておくことが必要です。



- 上場審査の観点を踏まえ、社外取締役、社外監査役、独立役員の構成を含め適切なコーポレート・ガバナンス体制の整備、経営管理体制の整備に係る助言を行います。
- コーポレートガバナンス・コードへの対応方法、開示方法等に係る助言を行います。

## コーポレート・ガバナンス(2/2)

三様監査と称される監査役(監査等委員、監査委員)監査、監査法人による監査、内部監査は、それぞれ目的が異なりますが、監査対象や手続に重複する部分があるため、コーポレート・ガバナンスの充実を図るために、それぞれが連携することが重要です。



- 効果的かつ効率的な内部監査、監査役監査を実施するための体制整備、監査の計画、実施、報告に係る助言を行います。

# 内部管理体制(関連当事者等との取引)

関連当事者等との取引がある場合には、取引を行うことの合理性を説明する必要があるとともに、取引条件(価格、支払条件等)がどちらにとっても著しく有利にならないことが重要です。また、重要性の乏しいものを除き、財務諸表上、注記することとなります。

## 【関連当事者等の範囲】

### □ 財務諸表等規則に定める関連当事者

- ① 親会社
- ② 子会社
- ③ 同一の親会社を持つ会社(兄弟会社)
- ④ その他の関係会社(他の会社の関連会社である場合における当該他の会社)並びにその親会社及び子会社
- ⑤ 関連会社及びその子会社
- ⑥ 主要株主(10%以上)及びその二親等内の親族
- ⑦ 役員及びその二親等内の親族
- ⑧ 親会社の役員及びその二親等内の親族
- ⑨ 重要な子会社の役員及びその二親等内の親族
- ⑩ ⑥から⑧の者が議決権の過半数所有している会社
- ⑪ 従業員のための企業年金(掛金の拠出以外の重要な取引を行う場合)

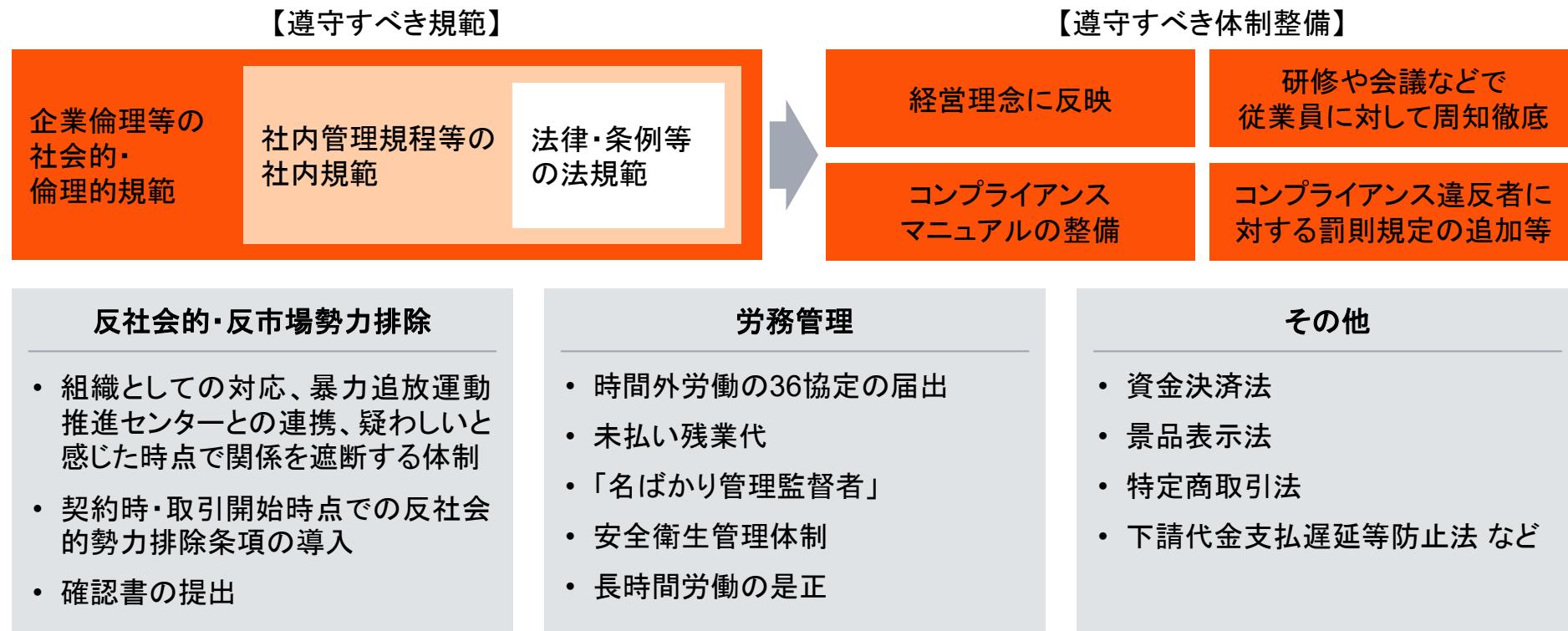
### □ その他の特定の者

関連当事者の範囲に含まれないものの、申請会社グループと人的、資本的な関連を強く有すると考えられる者

- 
- 関連当事者等の網羅的な把握、関連当事者等との取引の把握・承認に関する業務フローの策定、取引の合理性の説明方法、上場審査上問題となる関連当事者等との取引の解消方法等に係る助言を行います。

# 内部管理体制(コンプライアンス態勢)

企業経営上のリスクを回避するために守るべき社内管理規程等の整備を図り、それら社内ルールの適切な運用を図ることが必要です。特に、反社会的勢力排除に向けた体制整備および労務問題は上場審査上大きなトピックであり、改善に時間を要することから、IPO準備の早い段階で対応することが必要です。



- コンプライアンスマニュアルの策定からコンプライアンスの遵守状況のモニタリング方法まで、コンプライアンスに係る助言を行います。
- 反社会的勢力排除に向けた体制整備、労務関連における課題の整理と改善策の策定、個人情報保護法の遵守体制の整備に係る助言を行います。

# 内部管理体制(諸規程・マニュアル作成)

規程相互間および業務との整合性を持った規程を整備することが必要です。整備した規程は、全従業員に周知し、運用することが求められます。

\* 該当がある場合に作成。

## 上場審査において整備が求められる諸規程

基本規程	定款、株式取扱規程、取締役会規程、経営会議規程、監査役(会)規程、監査役監査基準、執行役員規程*、規程管理規程
組織規程	組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、職務分掌規程、稟議規程(決裁規程)、関係会社管理規程、関連当事者管理規程
内部監査・コンプライアンス関連規程	行動指針・企業行動規範・経営理念、リスク・コンプライアンス規程、内部監査規程、内部統制規程、クレーム管理規程、反社会的勢力対応規程、インサイダー取引防止規程、内部通報規程、個人情報保護規程、特定個人情報(マイナンバー)取扱規程、知的財産管理規程*
業務関連規程	経理規程、原価計算規程*、予算管理規程、販売管理規程、購買管理規程、外注管理規程*、固定資産管理規程、車両管理規程*、棚卸資産管理規程、与信管理規程
人事関連規程	就業規則、給与賃金規程、退職金規程、旅費規程、人事考課規程、転籍・出向規程*、ハラスメント防止規程 安全衛生管理規程、慶弔見舞金規程、育児介護休業規程、衛生委員会規程、懲罰委員会規程、ストレスチェック実施規程
総務関連規程	文書管理規程、情報セキュリティ管理規程、情報システム管理規程、印章管理規程、適時開示規程

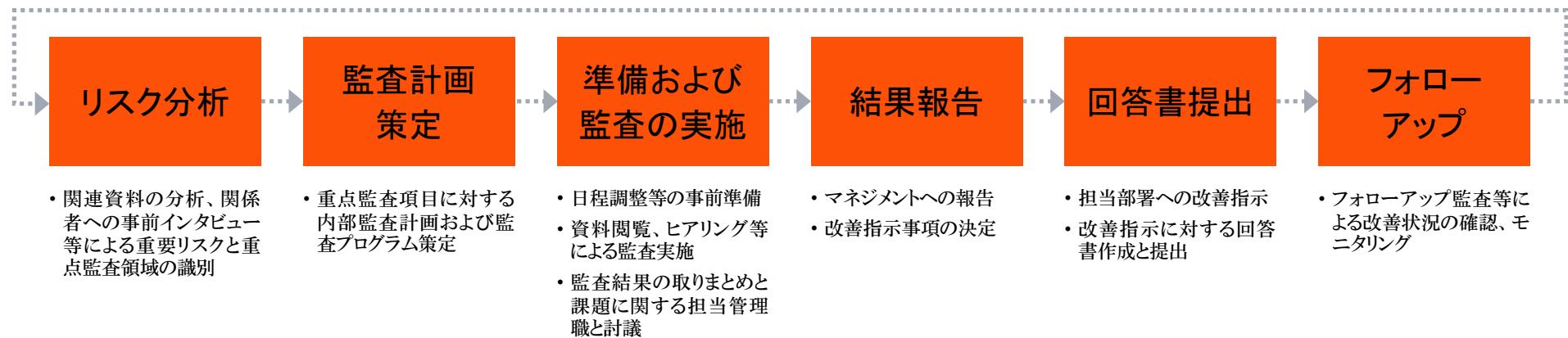
### 【留意事項】

- 規程相互間の整合性 → 規程間で齟齬が生じていないか(業務分掌規程⇒職務権限規程、稟議規程(決裁規程)など)
- 規程と業務の整合性 → 規程と実務に齟齬が生じていないか(購買・販売実務⇒対象規程類など)
- クライアントの規模や事業内容、成長ステージ等に照らして相応なものであるかどうかを、実態を踏まえ、効果的かつ効率的な業務運営を実現する規程・マニュアルの整備に係る助言を行います。

# 内部管理体制(内部監査)

上場審査上、会社の内部統制を有効に機能させるための必須機能として位置づけられ、その整備状況および運用状況が重視されます。直前期の期首までに体制整備を行い、直前期からの完全実施(子会社含む全ての部署を対象)が求められます。

## 【内部監査の流れ】



## 【留意事項】

- 経営諸活動が効果的・効率的に運用されているか会社自らが監査する仕組みであること
- 社内の諸規程が整備されていることが前提条件となること(社内諸規程に基づく業務の実施が行われているか)
- 内部監査部門はライン部門から独立した社長直属のスタッフ部門であること

- 
- リスク分析、内部監査プログラム策定に係る助言を行います。
  - 国内外の子会社、特に海外子会社等への内部監査実施に関して、PwCのグローバルネットワークを活用したリソースの提供(コソース、アウトソース)や内部監査実施に係る助言を行います。

## 内部管理体制（IT・ソフトウェア管理）

昨今のFinTech(フィンテック)やIoT(Internet of Things)等IT・システム化の大きな潮流のなか、ほぼ全ての業務がIT・システム化されている現在、情報システムの有効性の担保は上場審査上、重要なテーマであり、自社のみならずグループ会社や外部委託先を含む管理体制の整備・強化は上場準備における大きな課題でもあります。特に近年では、クラウドシステムに切り替える企業も増えてきており、クラウドベンダーの信頼性、サービス品質、管理体制などについてもあらかじめ十分に検討しておくことが必要です。

### 【ITシステム導入における留意事項】

#### システム要件

- ・ユーザ要件の明確化
- ・必要なシステム機能
- ・セキュリティ機能の有無、価格の妥当性

#### 委託先・ベンダー

- ・導入実績、信頼性
- ・セキュリティ態勢
- ・サービス継続性
- ・サポート窓口の有無
- ・クラウド運用実績
- ・レポート入手可能性

#### クライアント

- ・IT運用管理体制
- ・内部統制
- ・セキュリティ管理
- ・ライセンス管理

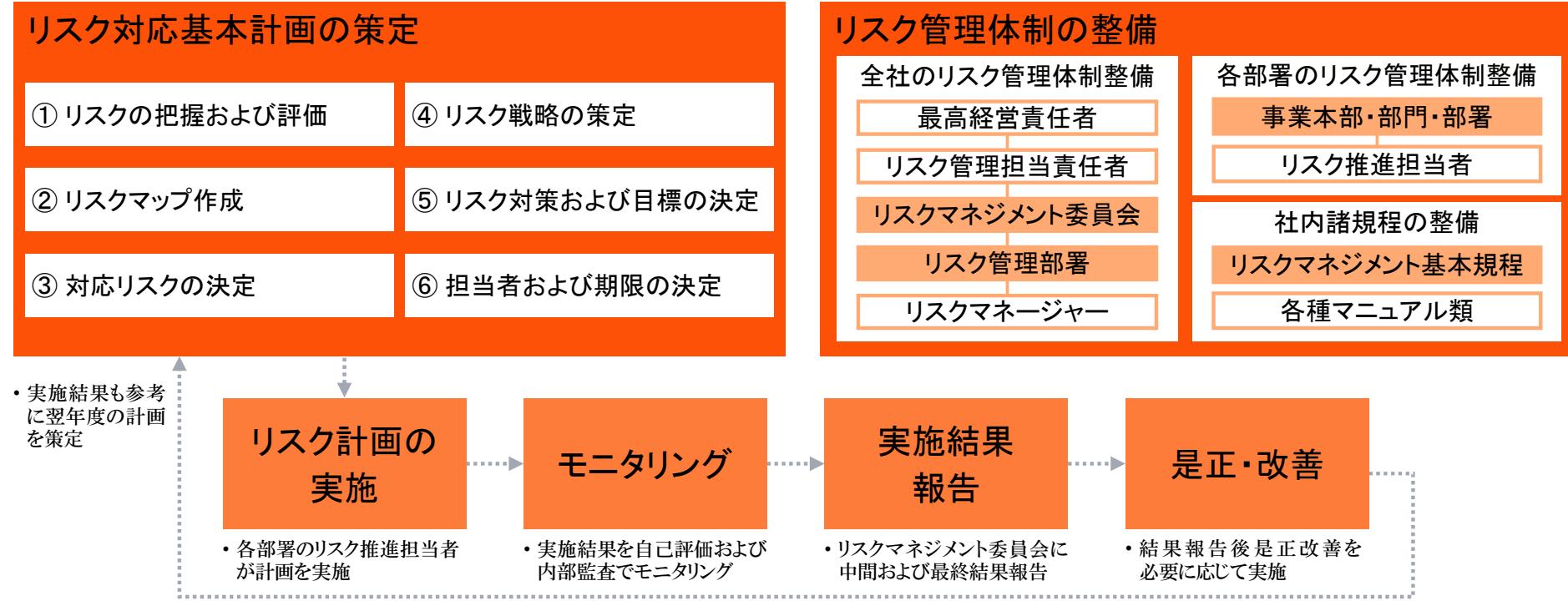
### 企業成長を支えるITシステム

- 外部委託先を含む、IT・ソフトウェアの管理体制構築や強化に係る助言を行います。
- クラウドシステムを利用した新規システムの導入や既存システムの切り替えに係る助言を行います。

# 内部管理体制(リスク管理態勢)

事業等のリスクの記載にあたっては、リスクの内容だけではなく、リスクの顕在化する可能性の程度や時期、事業へ与える影響の内容、リスクへの対応策の説明が求められます。IPO準備においては、網羅的・体系的にリスクを把握するだけではなく、全社としてリスクを管理するための体制を形式面だけではなく実質面においても整備することが求められます。

## 【リスク管理体制の整備内容】

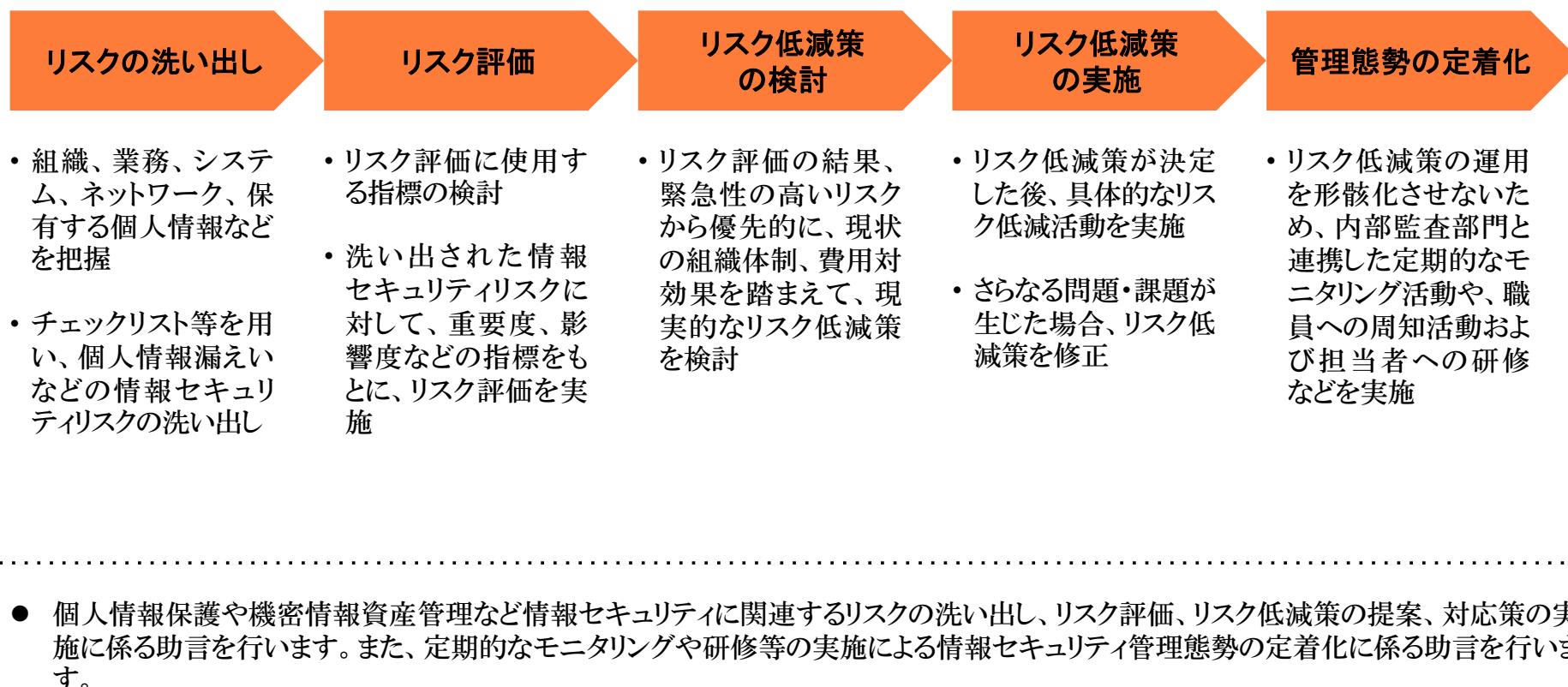


- 網羅的なリスクの把握・リスクマップの作成等、リスク対応基本計画の策定に係る助言を行います。
- 企業規模に応じたリスク管理体制の整備に係る助言を行います。
- リスクマネジメント基本規程等、社内諸規程の整備に係る助言を行います。

# 内部管理体制(情報セキュリティ管理態勢)

昨今の情報漏えい事案が経営に与える影響(レピュテーションリスク、損害賠償コストなど)や番号法の施行、個人情報保護法改正による個人情報保護強化の流れから、市場における情報セキュリティへの関心は高まっており、上場審査上も、情報セキュリティや個人情報保護の取り組みについて明確な説明が求められます。

## 【情報セキュリティ管理態勢構築の流れ】



# 財務報告体制(月次決算早期化)

月次決算の早期化は、予実分析を適時・適切に行うためにも、また上場後に対外発表を迅速に行うためにも不可欠です。連結決算が主体となっているため、グループ全体で決算体制を整備するとともに、月次決算は遅くとも翌月10営業日までには完了し、マネジメントに報告できる体制を整備することが必要です。

## 【標準的な月次決算スケジュール】



### 決算早期化の主な阻害要因

- ・取引先等外部からの請求情報の入手遅延
- ・社内関係部署からの会計数値の基礎情報の入手遅延
- ・子会社からの連結パッケージ等の入手遅延
- ・経理人員のリソース、スキル不足
- ・グループ内で異なる会計方針 など

- 
- 決算早期化の阻害要因の抽出と改善案策定に係る助言を行います。
  - 月次決算体制の整備および決算フローの策定に係る助言を行います。

# 財務報告体制(適正な会計処理体制の整備)

上場審査上、申請企業グループが「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠して財務諸表を作成し、かつ、必要な会計組織が適切に整備、運用されている状況にあると認められることが必要です。

## 主要論点

### 1. 「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」の適用

未上場会社では税務申告目的でのみ財務諸表を作成しているケースが多くありますが、上場に向け「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠して財務諸表を作成する必要があります。

- 企業会計原則
- 原価計算基準
- 税効果会計に係る会計基準
- 退職給付に係る会計基準
- 金融商品に関する会計基準
- 固定資産の減損に係る会計基準
- 研究開発費等に係る会計基準
- リース取引に関する会計基準
- 資産除去債務に係る会計基準 など

### 2. 連結決算制度の導入

子会社を有している会社においては、企業グループ全体の財政状態や経営成績を総合的に報告するため、企業グループに属する個々の会社の財務諸表を基礎として連結財務諸表を作成する必要があります。なお、原則として、全ての子会社を連結の範囲に含めることが要求されるため、連結財務諸表を作成する前提として、子会社や関連会社の財務情報を適時に入手する体制を構築する必要があります。

### 3. 財務と経理の分離

財務(お金の出し入れを管理する)と経理(お金の出し入れの記帳を行う)が同一担当者により実施されることにより、不正の温床となる可能性があります。内部牽制の観点から、組織上、財務担当者と経理担当者を区分する必要があります。

- 財務報告・決算開示体制の整備、会計方針・会計処理方法の明確化、決算業務フローの整備等に係る助言を行います。

# 財務報告体制(適時開示体制)

連結財務諸表を作成の上、年度および四半期決算の開示を適時に行うことができる財務報告体制を整備することが必要です。上場後に必要となる主な開示書類は以下のとおりです。

根拠法令／提出先	提出書類(開示書類)	提出事由	提出時期	監査／期中レビューの要否
金融商品取引法／財務局	有価証券報告書	年度決算	3ヶ月以内	必要
	内部統制報告書	年度決算	3ヶ月以内	新規上場3年間は任意 (適用除外要件あり)
	半期報告書※	中間決算	45日以内	必要
	臨時報告書	合併、事業譲渡、増資等	適時	不要
	有価証券届出書	増資等	適時	不要
各取引所の規則／各取引所	決算短信	年度決算、四半期決算	概ね45日以内	不要
	適時開示等所定の様式	業績予想の修正等	適時	不要
会社法／株主・株主総会	事業報告	年度決算	株主総会の開催は3ヶ月以内 株主総会開催日の2週間前 までに行う招集通知に際して 株主に提供する	不要
	計算書類／連結計算書類	年度決算		必要

- 連結決算・開示体制の整備、連結財務諸表の作成・分析方法等に係る助言を行います。
- 四半期決算体制の整備、四半期財務諸表の作成・分析方法等に係る助言を行います。

※2024年4月1日以後開始する四半期会計期間から改正金商法が適用(従前の四半期報告書は廃止)

# 財務報告体制(国際財務報告基準導入)

国際財務報告基準(IFRS)を導入して株式上場を行う場合、日本基準との比較を網羅的に行い、会計処理の取り扱いだけではなく、開示書類への影響も十分に検討することが必要です。

## Phase 1

(影響度調査)

- ・ 日本基準とIFRSの会計処理上の差異分析を実施します。
- ・ 親会社のみならず、連結子会社および関連会社に対しても実施します。
- ・ 影響金額の概算、情報収集体制やシステムへの影響も把握します。

### 【想定される成果物】

- ✓ 影響度調査結果
- ✓ 課題一覧表

## Phase 2

(会計上の論点整理、会計数値の反映)

- ・ 差異が生じた事項について、IFRS上の会計処理の論点整理を実施します。
- ・ 論点整理に基づき算出された調整数値を精算表に反映させます。

### 【想定される成果物】

- ✓ 論点メモ
- ✓ IFRS調整仕訳
- ✓ IFRS調整表

## Phase 3

(開示財務書類の作成)

- ・ 開示における影響度調査を実施します。
- ・ 影響度調査に基づき開示スケルトンを作成します。
- ・ 開示で必要となる分析数値等を作成し、財務諸表へ反映させます。

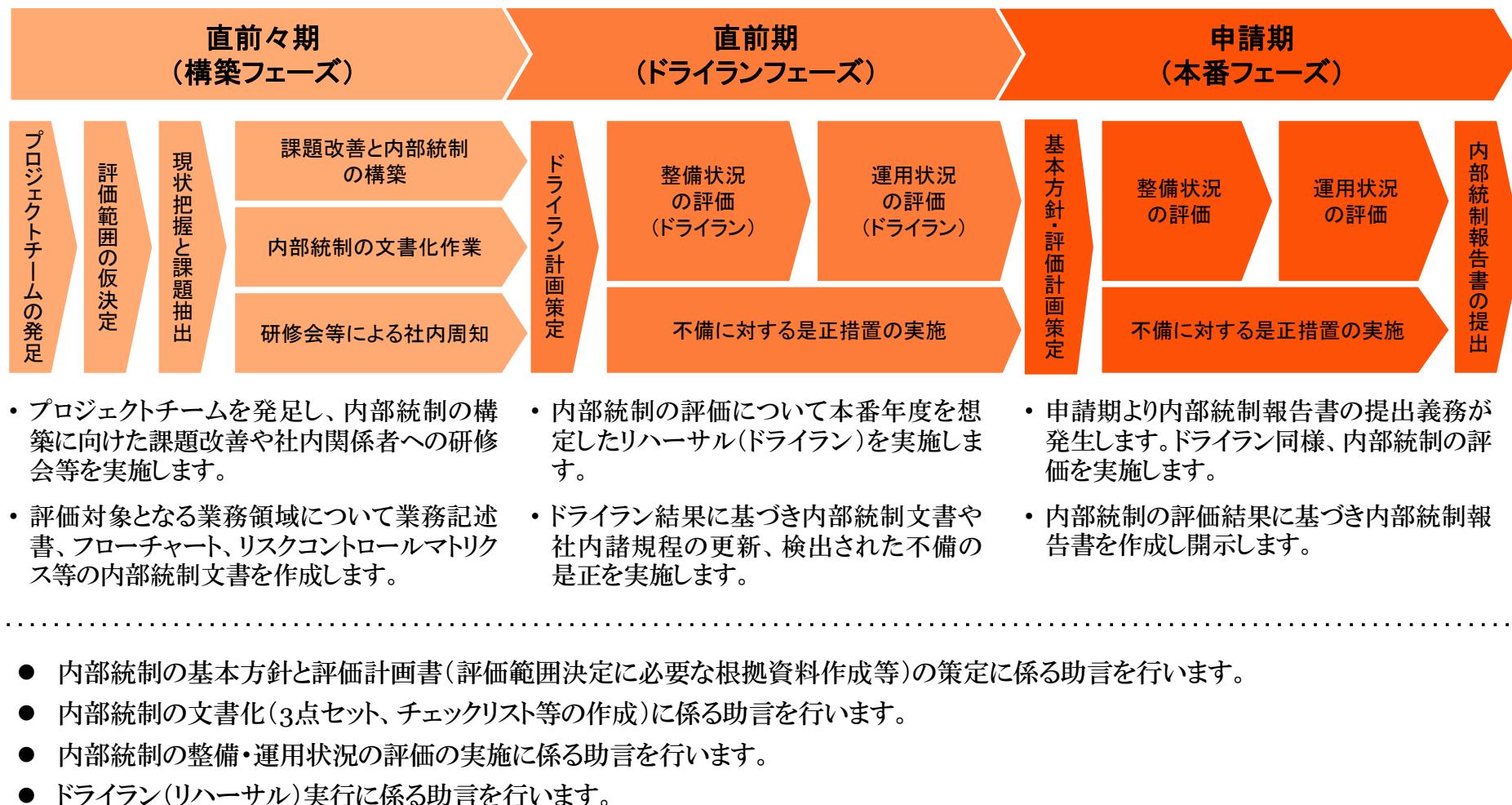
### 【想定される成果物】

- ✓ 開示の影響度調査結果
- ✓ 開示スケルトン

- 国際財務報告基準(IFRS)導入時の影響度分析を行うとともに、導入へ向けての課題を抽出し、会計方針の決定・社内インフラの整備・改善、IFRSに準拠した財務諸表作成に係る助言を行います。

# 財務報告体制(財務報告に係る内部統制報告制度)

財務報告に係る内部統制報告制度(J-SOX)については、以下のようなスケジュールで準備を進めるのが一般的です。なお、新規上場企業に対しては外部監査人による内部統制監査について3年間の免除規定(資本金100億円以上または負債総額1,000億円以上規模の新規上場企業は適用対象外)があるため、規模に応じた対応に留意が必要です。



# 申請書類、審査資料およびファイナンス資料

上場にあたり上場申請書類や有価証券届出書、目論見書、引受審査資料などの提出データを作成することが必要です。

提出先		資料名
東京証券取引所	プライム／スタンダード	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)</li> <li>新規上場申請のための有価証券報告書(IIの部)</li> <li>新規上場申請のための半期報告書</li> <li>審査回答書および添付資料等</li> </ul>
	グロース	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)</li> <li>新規上場申請者に係る各種説明資料</li> <li>新規上場申請のための半期報告書</li> <li>事業計画及び成長可能性に関する事項の開示</li> <li>審査回答書および添付資料等</li> </ul>
内閣総理大臣		<ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券届出書</li> </ul>
投資者		<ul style="list-style-type: none"> <li>目論見書</li> </ul>
引受証券会社		<ul style="list-style-type: none"> <li>引受審査資料</li> </ul>
証券会社		<ul style="list-style-type: none"> <li>取引所提出の申請書類</li> <li>審査回答書および添付資料等</li> </ul>

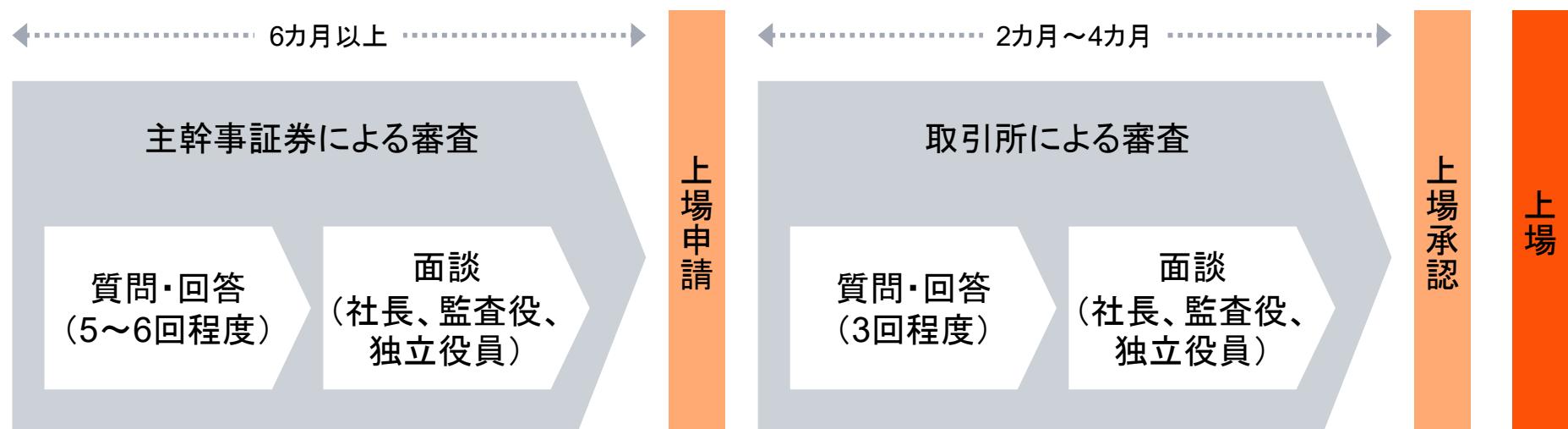
- 上場申請書類( I の部、IIの部、各種説明資料等)の作成、作成した資料についてレビュー・助言を行います。

# 審査対応(主幹事証券・取引所)

上場審査には主幹事証券の審査と、取引所による審査があります。

質問・回答は、1回当たり数十問の質問事項について、数週間程度の回答期限内に正確に回答することが求められます。また、回答内容・期限の遵守状況から内部管理体制の状況を審査していると考えられ、慎重かつ迅速な対応を心掛けることが必要です。

面談は、社長や監査役、独立役員が直接ヒアリングを受けます。事前に想定質問に基づく回答案の検討やリハーサルの実施など相応の準備を行うことが必要です。



- 主幹事証券や取引所からの質問に対する書面による回答書作成に係る助言や、作成した回答書に係る助言を行います。
- 審査ヒアリングに対する想定問答集の作成、追加依頼のあった資料作成に係る助言や、作成資料に係る助言を行います。

# 参考資料

- ・ 東京証券取引所における上場基準(抜粋)
- ・ アジア主要市場における上場基準(抜粋)
- ・ 米国主要市場(NYSE)における上場基準(抜粋)
- ・ 米国主要市場(Nasdaq Capital Market)における上場基準(抜粋)

# 東京証券取引所における上場基準(抜粋)(1/2)

形式要件	東京証券取引所		
	プライム市場	スタンダード市場	グロース市場
株主数 (上場時見込み)	800人以上	400人以上	150人以上 (時価総額が250億円以上となる見込みのある場合等を除き、500単位以上の公募を行うこと)
流通株式 (上場時見込み)	a. 流通株式数 2万単位以上 b. 流通株式時価総額 100億円以上 c. 流通株式比率 35%以上	a. 流通株式数 2,000単位以上 b. 流通株式時価総額 10億円以上 c. 流通株式比率 25%以上	a. 流通株式数 1,000単位以上 b. 流通株式時価総額 5億円以上 c. 流通株式比率 25%以上
時価総額 (上場時見込み)	250億円以上		(要件なし)
事業継続年数	新規上場申請日から起算して、3か年以前から株式会社として継続的に事業活動をしていること		新規上場申請日から起算して、1か年以前から株式会社として継続的に事業活動をしていること
純資産の額 (上場時見込み)	連結純資産の額が50億円以上 (かつ、単体純資産の額が負でない)	連結純資産の額が正	(要件なし)
利益の額又は売上高(利益の額については、連結経常利益金額に少数株主損益を加減)	次のa又はbに適合すること a. 最近2年間における利益の額の総額が25億円以上 b. 最近1年間の売上高が100億円以上かつ時価総額が1,000億円以上	最近1年間の利益の額が1億円以上	(要件なし)

出所:株式会社日本取引所グループウェブサイト「上場審査基準」(2025年8月現在)

※市場コンセプトを反映した主たる形式要件を抜粋しています。上記に加え、株式の譲渡制限、証券代行機関の選定なども設定されています。

# 東京証券取引所における上場基準(抜粋)(2/2)

## 実質審査基準

東京証券取引所	
プライム市場、スタンダード市場	グロース市場
<b>企業の継続性及び収益性</b> (プライム)継続的に事業を営み、安定的かつ優れた収益基盤を有していること (スタンダード)継続的に事業を営み、かつ、安定的な収益基盤を有していること	<b>企業内容、リスク情報等の開示の適切性</b> 企業内容、リスク情報等の開示を適切に行うことができる状況にあること
<b>企業経営の健全性</b> 事業を公正かつ忠実に遂行していること	<b>企業経営の健全性</b> 事業を公正かつ忠実に遂行していること
<b>企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性</b> コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること	<b>企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性</b> コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が、企業の規模や成熟度等に応じて整備され、適切に機能していること
<b>企業内容等の開示の適正性</b> 企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること	<b>事業計画の合理性</b> 相応に合理的な事業計画を策定しており、当該事業計画を遂行するためには必要な事業基盤を整備していること又は整備する合理的な見込みのあること
<b>その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項</b>	<b>その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項</b>

出所:株式会社日本取引所グループウェブサイト「上場審査基準」(2025年8月現在)

# アジア主要市場における上場基準(抜粋)

	シンガポール(SGX) 本則市場	香港(HKEX) 本則市場	韓国(KRX) 本則市場	台湾(TWSE) 本則市場*
数値要件(利益の額または時価総額)	<p>①～③のいずれか</p> <p>①利益基準 直近事業年度に税引前利益30百万シンガポールドル以上、かつ、3年間の営業実績があること</p> <p>②時価総額・利益基準 3年間の営業実績があり、直近事業年度は当期純利益を計上し、時価総額150百万シンガポールドル以上</p> <p>③時価総額基準 直近事業年度に営業収益を計上し、時価総額300百万シンガポールドル以上 (時価総額300百万シンガポールドル以上であるが、過年度財務データを持ち合わせていない不動産投資信託及び事業信託は、上場後すぐに営業利益を獲得することが証明できれば③に基づき申請可能)</p>	<p>①～③のいずれか</p> <p>①利益基準 上場時の時価総額500百万香港ドル以上、かつ直近事業年度の純利益35百万香港ドル以上、かつ、直近事業年度以前の2事業年度の純利益合計45百万香港ドル以上</p> <p>②時価総額・収益基準 上場時の時価総額4,000百万香港ドル以上、かつ、直近事業年度の売上高500百万香港ドル以上</p> <p>③時価総額・収益・CF基準 上場時の時価総額2,000百万香港ドル以上、かつ、直近事業年度の売上高500百万香港ドル以上、かつ、申請時の営業キャッシュフローがプラスで、直近3事業年度の営業キャッシュフロー100百万香港ドル以上</p>	<p>①～⑤のいずれか</p> <p>①収益・利益基準 直近事業年度の売上高1,000億ウォン以上で、直近3事業年度の平均売上高700億ウォン以上、かつ、i)～iii)のいずれかを充足すること</p> <p>i. 直近事業年度の税引前純利益30億ウォン以上、かつ、直近3事業年度の合計が60億ウォン以上</p> <p>ii. 直近事業年度のROEが5%以上、かつ、直近3事業年度の合計が10%以上</p> <p>iii. 自己資本1,000億ウォン以上の場合、直近事業年度の税引前純利益額50億ウォン以上またはROEが3%以上で営業キャッシュフローがプラス</p> <p>②時価総額・収益基準 直近事業年度の売上高が1,000億ウォン以上、かつ、時価総額2,000億ウォン以上</p> <p>③時価総額・利益基準 直近事業年度の税引前純利益が50億ウォン以上、かつ、時価総額2,000億ウォン以上</p> <p>④時価総額・自己資本基準 時価総額5,000億ウォン以上、かつ、自己資本1,500億ウォン以上</p> <p>⑤時価総額基準 時価総額1兆ウォン以上</p>	<p>以下の各項目を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社規模 ①、②のいずれか</li> <li>①純資産: 600百万台湾ドル以上</li> <li>②時価総額: 1,600百万台湾ドル以上</li> <li>・収益性 直近3事業年度の税引前純利益合計が250百万台湾ドル以上、かつ、直近事業年度の税引前純利益が120百万台湾ドル以上で、利益剰余金の額が正であること</li> </ul>

出所:シンガポール証券取引所ウェブサイト「Mainboard Rules」、香港証券取引所ウェブサイト「Main Board Listing Rules」、韓国取引所ウェブサイト「Regulations」、台湾証券取引所ウェブサイト「外国企業の台湾での上場」(いずれも2025年8月現在)

\*台湾証券取引所(TWSE)の上場基準は、一般事業会社についての基準を記載

# 米国主要市場(NYSE)における上場基準(抜粋)※1

※2	利益基準	CF基準	時価総額基準
調整後税引前利益	過去3事業年度の総計が1億米ドル または直近2事業年度2,500米ドル	-	-
調整後キャッシュフロー	-	過去3事業年度の総計が1億米ドル または直近2事業年度2,500万米ドル	-
グローバル時価総額	-	5億米ドル	7.5億米ドル
売上高	-	1億米ドル (直近12カ月間)	7,500万米ドル (直近12カ月間)
事業継続年数	-	-	-

※3	関連会社	その他
株主数	5,000(ワールドワイド)	5,000(ワールドワイド)
公開株式数	250万(ワールドワイド)	250万(ワールドワイド)
公開株式時価	6,000万米ドル(ワールドワイド)	1億米ドル(ワールドワイド)
最低株価	4.00米ドル	4.00米ドル

※1 NYSE Quantitative Initial Listing Standards – Non-U.S. Companies

※2 上記基準のうちいずれか1つを全て満たす必要がある

※3 上記基準を全て満たす必要がある

出所:NYSE ウェブサイト「Initial Listing Standards」(2025年8月現在)

# 米国主要市場(Nasdaq Capital Market)における上場基準(抜粋)※

	資本基準	時価総額基準	利益基準
株主資本	500万米ドル	400万米ドル	400万米ドル
浮動株式時価総額	1,500万米ドル	1,500万米ドル	500万米ドル
事業継続年数	2年	-	-
時価総額	-	5,000万米ドル	-
事業継続税引前利益 (直近事業年度または過去3事業年度のうちの2事業年度)	-	-	75万米ドル
浮動株式数	100万	100万	100万
株主数	300	300	300
マーケットメーカー	3	3	3
買値 OR 終値	4米ドル 3米ドル	4米ドル 2米ドル	4米ドル 3米ドル

※上記基準のうちいずれか1つを全て満たす必要がある

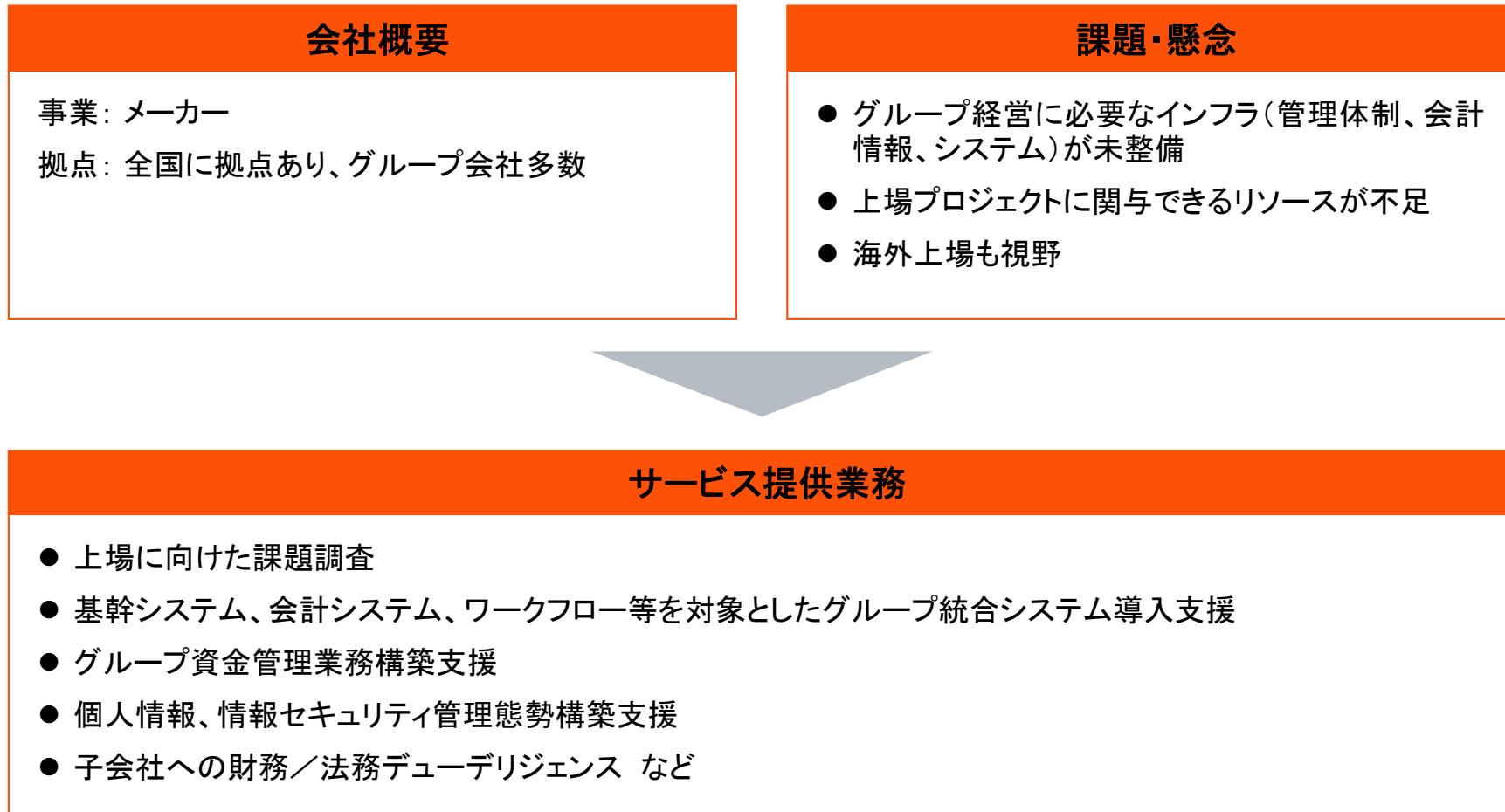
出所:Nasdaqウェブサイト「Initial Listing Guide」(2025年8月現在)

# 参考資料

- ・アドバイザリー事例①
- ・アドバイザリー事例②
- ・アドバイザリー事例③
- ・アドバイザリー事例④
- ・アドバイザリー事例⑤

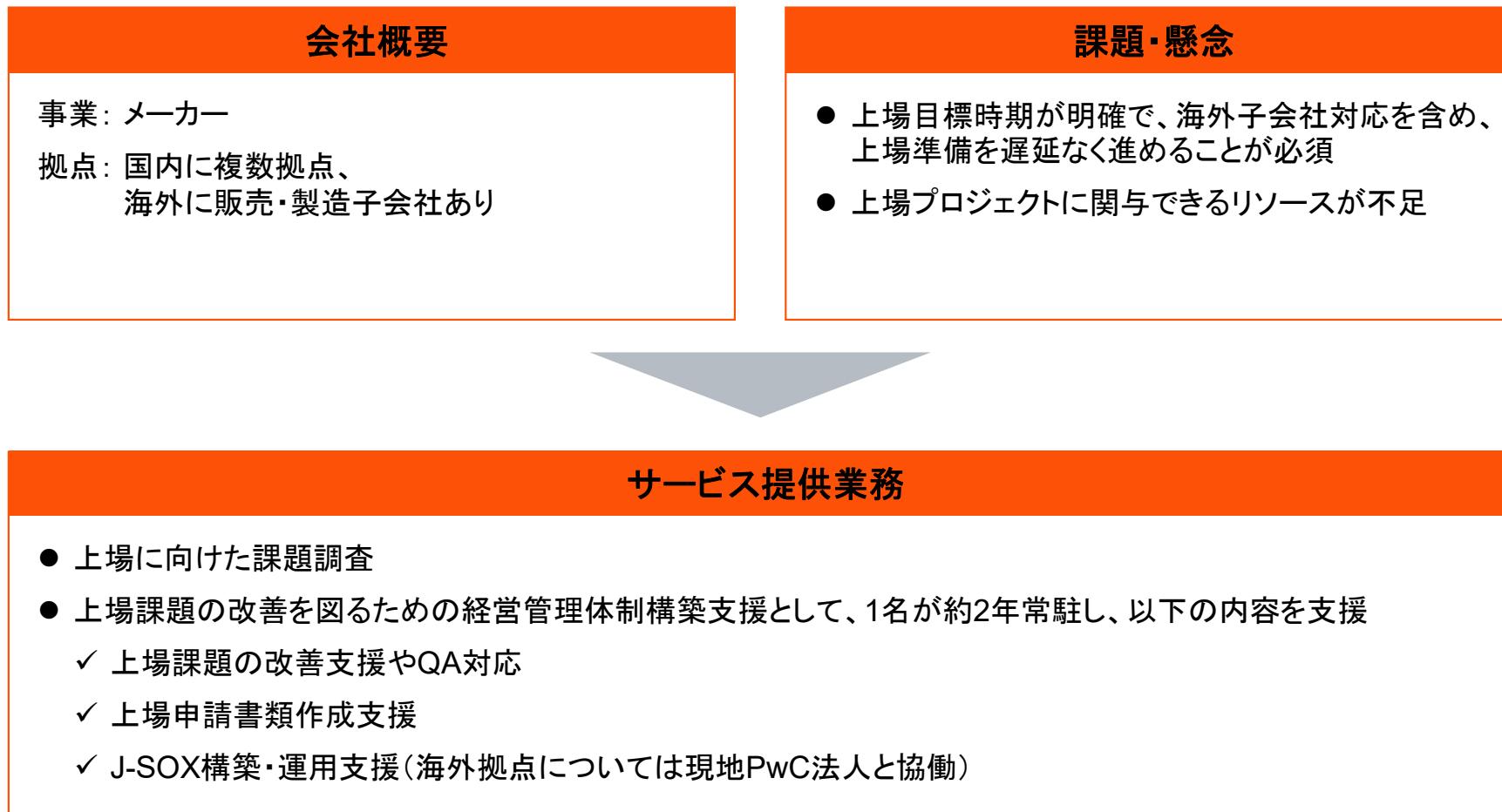
# アドバイザリー事例①

通常の上場支援業務と並行して、大規模なシステム導入に関わる支援を実施しました。



# アドバイザリー事例②

クライアントの上場準備室に常駐して、上場準備に関わる支援を実施しました。



# アドバイザリー事例③

月に2回程度訪問し、上場準備に関する支援を実施しました。

## 会社概要

概要：スタートアップ企業

拠点：東京、地方に拠点あり

## 課題・懸念

- 上場目標時期が明確で、上場準備を遅延なく進めることが必須
- 社内にIPO経験者はいるものの、実務対応等のリソースが不足

## サービス提供業務

- 上場に向けた課題調査
- 上場課題の改善を図るための支援として、月に2回程度、以下の内容を支援
  - ✓ 経営管理体制の構築支援
  - ✓ 会計処理に関する支援やQA対応
  - ✓ J-SOX構築・運用支援

# アドバイザリー事例④

VCからの資金調達のために事業計画策定を支援しました。

## 会社概要

事業：セキュリティソフトウェア販売

拠点：東京

## 課題・懸念

- これまで外部からの資金調達を行ったことがない
- 精緻な事業計画・利益計画を作成したことがない

## サービス提供業務

- VCからの一般的な資金調達実務全般についての情報提供
- 中長期的な経営目標についてのディスカッション
- 経営目標達成のための事業計画立案に関するアドバイス
- 利益計画数値シミュレーションに関するアドバイス
- 事業計画書作成に関するアドバイス

# アドバイザリー事例⑤

グローバルレベルのガバナンス体制に係る調査を実施しました。

## 会社概要

事業：メーカー

拠点：国内に複数拠点、  
海外にも多くの販売・製造子会社あり

## 課題・懸念

- 将来的にグローバルオファリングを伴うIPOを検討しているが、海外投資家から評価されるガバナンス体制構築のための課題が分からぬ
- ベストプラクティスとなるグローバル企業のガバナンス体制が分からぬ

## サービス提供業務

- 以下の基準、実例をベースとした調査
  - ✓ ICGN (International Corporate Governance Network) グローバル・ガバナンス原則
  - ✓ 議決権行使に関するISS (Institutional Shareholder Services) 等の助言方針
  - ✓ ベストプラクティスとなるグローバル企業
  - ✓ 東証の上場審査基準

PwC Japan有限責任監査法人では、ウェブサイトにて上場準備に有益な情報やマーケット情報を発信しています。また、ニュースレターでは株式上場の最新動向やニュースを毎月配信しています。

### 株式上場(IPO)の手引き

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/guide/ipo-guideline.html>

上場審査から上場後の適時開示まで、株式上場に係るプロセスを分かりやすく解説したガイドラインです。

### IPOマーケット情報

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/ipo-market.html>

IPO市場をめぐる最新情報を月次ベースでお知らせしています。

### PwC IPOニュースレター

毎月中旬に、前月のIPO状況や当月のIPO、PwCによるIPO支援サービスのご案内など株式上場(IPO)に関する情報をコンパクトにまとめてお知らせしています。

※ 配信希望の方はこちらからお申込みください。

PwC Japanグループニュースレターフォーム: <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/ipo-lounge.html>

